

市町村	1 基本情報					2 相談業務について						2 相談業務について	
	運営形態	職員配置	開館日	開館時間	休館日（共通：年末年始は12/29～1/3休館）	相談名称	相談できる内容	相談方法	相談件数（令和3年度）	相談日時	相談体制	相談員の資格等	周知方法
西宮市 若竹生活文化会館	市直営	職員数（8）人 館長1人（正職員） 係長2人（正職員） 主事2人うち1人はワクチン接種課と兼務（正職員） 再任用職員1人 会計年度職員A2人	年末年始以外	8:30～22:00 貸館予約受付は17:00まで	年末年始	生活人権相談	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話	全53件 （生活関係17件 福祉関係5件 住宅関係10件 道案内10件 教育3件 就職1件 健康1件 その他6件（具体的に：マイナンバーカード、道路の瑕疵など）	月曜日から金曜日 9:00～17:30	隣保館職員3人 （正職員3人）	なし	なし
伊丹市立人権啓発センター （「人権センター」、 「児童館」、 「ふれあいセンター （ぎょうぎ温泉を含む）」）	市直営	職員数（15）人 人権啓発センター所長1人（正職員） 【人権センター】 主査3人（正職員） 担当3人（会計年度職員） 【児童館】 主査1人 主任1人（正職員）、 担当5人（会計年度職員） 【ふれあいセンター】 担当1人（会計年度職員）	休館日以外	【人権センター】 9:00～21:00 【児童館】9:00～21:00 （土曜日は17:30まで） 【ふれあいセンター】 ぎょうぎ温泉16:00～23:00 ふれあいセンター 9:00～ 17:30	【人権センター】 土曜・日曜・祝日 【児童館】日曜・祝日 【ふれあいセンター】 下記を固定休館日とし、 祝日は開館。 ぎょうぎ温泉火曜日 ふれあいセンター 火曜 日・土曜日	人権啓発センター受付分。 そのほか市の人権相談で164件	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス ■その他（関係機関と連携して対応）	■来館 ■電話	全176件 （人権関係（41）件 生活関係（32）件 福祉関係（101）件 その他〔就労等〕（2）件）	原則9:00～17:30 ※ただし、人権擁護委員による相談は月1回（第2土曜日午後）	■職員6人 （正職員3人、会計年度任用職員3人） ■その他（委託法人職員） （法務局人権擁護委員2人）	■人権擁護委員 2人	■市広報誌（月1回、 市民相談担当課がとり まとめて掲載） ■市ホームページ
宝塚市 くらんど人権文化センター	市直営	職員数（5）人 所長1人（正職員） 係長1人（正職員） 係員3人（正職員）	月～土曜日	9:00～21:00 貸館予約受付は17:30まで。 図書室業務は午後1時から 午後5時まで（土曜日、夏 休み等9:15～）	日曜、祝日、 年末年始	窓口相談業務	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス ■その他（教育、職業）	■来館 ■電話 ■ファクス ■メール・HP	全17件 人権関係（2）件 生活関係（3）件 福祉関係（3）件 その他（教育3、その他6）件	月曜日から金曜日 9:00～22:00	■隣保館相談指導員5人 （■正職員） ■その他 （17:30～19:00は業務委託1人）	隣保事業士2人	■センター情報紙 （年4回発行、発行部数 4,200部） ■市ホームページ
宝塚市 まいたに人権文化センター	市直営	職員数（7）人 所長（正職員） 係長（正職員） 事務員2名（正職員） 事務員1名（会計年度職員） 学校教育係係長1名（正職員） 学校教育課事務員1名（会計年度職員） 図書室事務員3名（1日あたり1名出勤） （会計年度職員）	月～土曜日	9:00～21:00	日曜、祝日、 年末年始	相談業務	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館、 ■電話	全44件 生活関係（13）件、 福祉関係（5）件、 その他（各種手続きの 説明など 26）件		センター職員全員で 対応。	なし	センター情報紙（年4 回発行、発行部数 3,300部） ■市ホームページ

市町村	相談件数推移 R4は1月末現在(件数)	相談業務の課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	セクシュアル・マイノリティ対象の相談	2-(1) 保健・健康関係の相談について						2-(1) 保健・健康関係の相談について		
						相談名称	相談できる内容	相談件数 (令和3年度)	相談日時	相談体制	相談件数の推移	相談業務での課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること
西宮市 若竹生活文化会館	H30 166 R1 119 R2 105 R3 72 R4 51	相談件数は、コロナ以前から減少傾向である	なし	なし	実施していない	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
伊丹市立人権啓発センター (「人権センター」、 「児童館」、 「ふれあいセンター (ぎょうぎ温泉を含む)」)	H30 176 R1 183 R2 179 R3 176 R4 -集計中	相談業務における対応能力(人権感覚の涵養、相談者の意図を的確に汲み取り、関係機関等へ繋げることなど)の向上と、当該事業を市民へ更に広く周知すること。	相談担当職員のスキルアップ(実践と研修)と情報共有	人権センターを中心に、委託法人(人権関係団体)、法務局(人権擁護委員)等と連携をはかり、問題解決につながる相談事業を実施している。	実施していない (相談があれば、市男女共同参画センターに繋いでいます)	健康相談	■健康相談 ■血圧測定 ■体重測定	数件	随時 (ふれあいセンター開館時間中)	担当職員1名	H30～R3 各数件 ※集計は行っていない	なし	なし	管理日誌で気になる利用者の健康状態を記録しておき、適宜指導・相談を行っている。
宝塚市 くらんど人権文化センター	H30 145 R1 104 R2 19 R3 17 R4 6	コロナ禍以降件数減少が顕著である。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	※年に2回程度、地域包括センター職員による巡回指導あり。	なし	なし	なし	なし
宝塚市 まいたに人権文化センター	H30 9 R1 17 R2 37 R3 44 R4 23	なし	なし	なし	している	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

市町村	3 貸館について						3 貸館について				
	貸し館の有無	貸し館の内訳	使用料 (主な部屋1区分あたり)	貸し出し区分	申込み・支払い方法	減免制度	登録団体制度	備品の貸し出し	使用料の見直し	貸し館での課題	
西宮市 若竹生活文化会館	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■講堂</li> <li>■集会室 (5室)</li> <li>■和室</li> <li>■実習室 (調理室)</li> <li>■会議室 (2室)</li> </ul>	第2会議室 (48.69㎡) 1区分 350円 第1集会室 (57.33㎡) 1区分500円 第5集会室 (49.86㎡) 1区分350円 料理実習室 (79.71㎡) 1区分700円 (ガス料金+500円) 和室 (72.46㎡) 1区分750円 講堂 (233.98㎡) 1区分1700円	時間で8区分 90分ごと	申込み方法： ■窓口 ■電話 ■メール(公用のみ) WEB支払い方法： ■申込時に現金で ■予約した日の翌日から10日 以内に現金で ■その他(口座振替)利用した 日の翌月引落※令和6年1月から キャッシュレス決済開始予定	減免制度有り ※地域団体、福祉関 係団体の会議、公用 使用は使用料免除。 ※公民館との複合施 設のため、西宮市立 公民館使用取扱要綱 に準じる。	有り (登録団体数673団体) 登録要件： 西宮市立公民館利用案内による	有り、いずれも無料 (主な備品： プロジェクター マイク Wifi ピアノCD MD&CDラジカセ モニター スクリーン プロジェクター)	有り 見直し実施時期：令和 5年度以降、2年に1 度全庁で使用料改定の 見直しを検討	有り (無料のため、長時間の公用 使用が多い。)	
伊丹市立人権啓発センター (「人権センター」、 「児童館」、 「ふれあいセンター (ぎょうぎ温泉を含む)」)	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■視聴覚室</li> <li>■集会室</li> <li>■和室 (2室)</li> <li>■生活改善室 (調理 室)</li> <li>■その他 (会議室2 室、学習室3室、保育 室1室、遊戯室1室)</li> </ul>	部屋、時間帯により異なる(別添・ センター条例) 大集会室(午前)2400円 会議室(午前)800円 休養室(午前)500円 料理実習室(午前)700円 保育室(午前)500円 学習室③(午前)400円	午前・午後・夜 間、9～17・13 ～21・9～21の6 区分	申込み方法：■窓口 ■電話 支払い方法：■申込時に現金で	あり	有り (登録団体数 8団体) 認定基準：活動期間、設置目的に沿った 活動内容、会員5人以上 登録要件：人権センター実施の人権啓発 事業等に参加すること 優遇措置：使用料(部屋・特殊器具)の 減額免除 登録申請：年1回(更新月は原則3月、た だし登録申請は随時受付。) ※別添・登録団体に関する要綱	有り (主な備品と料金：音響 機器等 別添・センター条例施行 規則)	(ふれあいセンター内 『ぎょうぎ温泉』入浴 料について) 見直し実施時期：現在 調査および検討中 新料金開始時期：令和 5年夏頃から(具体的 な時期は未定)	有り(施設・設備の老朽化。 コロナも重なり利用者が減 少。減免団体がほとんどのた め、使用料収入が少ない。)	
宝塚市 くらんど人権文化センター	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■和室(2室)</li> <li>■生活改善室(調理 室)</li> <li>その他(学習室2～7、 大ホール、多目的室)</li> </ul>	時間帯によって、貸室によって変わ る、また延長料金が発生する	時間帯で区分	申込み方法：■窓口 支払い方法：■申込時に現金で □その他(インターネットでの 仮予約可)	あり	有り(登録団体数30団体) 認定基準：センターの設置目的に沿う活 動をしている団体である 登録要件：センター行事への参加やイベ ント開催の協力 登録申請：毎年1回2月ごろに更新申請 を受け付け	有り (主な備品と料金：アッ プライトピアノ300円)	無し	■有り(施設の老朽化。)	
宝塚市 まいたに人権文化センター	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■視聴覚室(1室)</li> <li>■集会室(1室)</li> <li>■和室(3室)</li> <li>■生活改善室(調理 室)</li> <li>■体育室(1室)</li> </ul>	時間帯によって、貸室によって変わ る、また延長料金が発生する	時間で区分 50分毎	申込み方法：■窓口 支払い方法：■申込時に現金で ※令和5年4月1日からWEB申 込開始予定	あり ※登録団体は月4回 までは使用料免除。 5回目以降は有料。 他に各担当部署から の減免依頼により、 全額・3割減免の対 応あり。	有り(登録団体数21団体) 認定基準：センターの設置目的に沿う活 動をしている団体である 登録要件：センター行事への参加やイベ ント開催の協力 優遇措置：月4回まで使用料免除、一般 貸しよりも1カ月早い2カ月前から申込み 可 登録申請：毎年1回、登録説明会を実施 し、参加団体のみ申請を受け付け	有り(主な備品と料金： プロジェクター、マイク セット、タブレット、い ずれも無料)	有り 見直し実施時 期：令和3年度 新料金開始時期：令和 5年4月1日から その他：現在は登録グ ループのみの料金設 定。 令和5年4月1日か らは一般利用者の料金も 設定。 減免制度は継続	■有り(大ホールの床の老朽 化)	

市町村	貸室の稼働率					その他、特に工夫されていること	4 指定管理制度について																																																																																																																
							指定管理制度について																																																																																																																
西宮市 若竹生活文化会館	なし					なし	検討していない (理由：隣保館の補助金がなくなる)																																																																																																																
伊丹市立人権啓発センター (「人権センター」、 「児童館」、 「ふれあいセンター (ぎょうぎ温泉を含む)」)		H29	H30	R1	R2	R3	コロナ禍における衛生的な利用環境(部屋、浴場、児童館施設)の維持および利用者への呼びかけを行っている。地域団体、近隣の教育機関(学校・保育園)と連携して、当センターを地域交流や人権学習の場として活用いただいている。																																																																																																																
	大集会室			30.7	32.2	34.6																																																																																																																	
	会議室			16.5	9.8	8.7																																																																																																																	
	小会議室			15.5	15.4	14.7																																																																																																																	
	保育室			4.8	1.9	2.3																																																																																																																	
	教養室			8.8	5.7	5.0																																																																																																																	
	全体	12.7	11.5	9.4	7.7	7.6	検討していない 理由:地域の人権啓発拠点となる複合施設であり、隣保館の他にも児童館や公衆浴場の管理運営等が求められるため、指定管理制度ではなく、現行の一部管理委託が適切と考える。																																																																																																																
宝塚市 くらんど人権文化センター	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>全館</td><td>44</td><td>27</td><td>22</td><td>19</td><td>21</td><td>24</td></tr> <tr><td>会議室</td><td>61</td><td>29</td><td>22</td><td>16</td><td>22</td><td>22</td></tr> <tr><td>中会議室</td><td>82</td><td>68</td><td>67</td><td>63</td><td>81</td><td>85</td></tr> <tr><td>会議室</td><td>58</td><td>24</td><td>21</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td></tr> <tr><td>会議室</td><td>62</td><td>33</td><td>32</td><td>25</td><td>30</td><td>33</td></tr> <tr><td>学芸室</td><td>59</td><td>18</td><td>19</td><td>15</td><td>17</td><td>16</td></tr> <tr><td>学芸室</td><td>53</td><td>12</td><td>18</td><td>11</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>学芸室</td><td>61</td><td>18</td><td>21</td><td>17</td><td>22</td><td>23</td></tr> <tr><td>学芸室</td><td>56</td><td>30</td><td>32</td><td>22</td><td>29</td><td>29</td></tr> <tr><td>教室</td><td>33</td><td>8</td><td>8</td><td>5</td><td>8</td><td>10</td></tr> <tr><td>教室</td><td>68</td><td>41</td><td>37</td><td>29</td><td>34</td><td>38</td></tr> <tr><td>調理室</td><td>36</td><td>16</td><td>12</td><td>8</td><td>12</td><td>8</td></tr> <tr><td>中ホール</td><td>61</td><td>33</td><td>36</td><td>26</td><td>36</td><td>34</td></tr> <tr><td>大ホール</td><td>76</td><td>56</td><td>53</td><td>37</td><td>49</td><td>55</td></tr> <tr><td>全体</td><td>59</td><td>34</td><td>33</td><td>27</td><td>33</td><td>34</td></tr> </tbody> </table> ※令和4年度については令和5年1月31日現在。						H29	H30	R1	R2	R3	R4	全館	44	27	22	19	21	24	会議室	61	29	22	16	22	22	中会議室	82	68	67	63	81	85	会議室	58	24	21	17	17	17	会議室	62	33	32	25	30	33	学芸室	59	18	19	15	17	16	学芸室	53	12	18	11	16	17	学芸室	61	18	21	17	22	23	学芸室	56	30	32	22	29	29	教室	33	8	8	5	8	10	教室	68	41	37	29	34	38	調理室	36	16	12	8	12	8	中ホール	61	33	36	26	36	34	大ホール	76	56	53	37	49	55	全体	59	34	33	27	33	34	なし	検討していない(理由：隣保館の補助金がなくなる、受け入れる事業者・団体がいない)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																																																																																	
全館	44	27	22	19	21	24																																																																																																																	
会議室	61	29	22	16	22	22																																																																																																																	
中会議室	82	68	67	63	81	85																																																																																																																	
会議室	58	24	21	17	17	17																																																																																																																	
会議室	62	33	32	25	30	33																																																																																																																	
学芸室	59	18	19	15	17	16																																																																																																																	
学芸室	53	12	18	11	16	17																																																																																																																	
学芸室	61	18	21	17	22	23																																																																																																																	
学芸室	56	30	32	22	29	29																																																																																																																	
教室	33	8	8	5	8	10																																																																																																																	
教室	68	41	37	29	34	38																																																																																																																	
調理室	36	16	12	8	12	8																																																																																																																	
中ホール	61	33	36	26	36	34																																																																																																																	
大ホール	76	56	53	37	49	55																																																																																																																	
全体	59	34	33	27	33	34																																																																																																																	
宝塚市 まいたに人権文化センター						なし	検討していない(理由：隣保館の補助金がなくなる、受け入れる事業者・団体がいない)																																																																																																																

市町村	1 基本情報					2 相談業務について					
	運営形態	職員配置	開館日	開館時間	休館日（共通：年末年始は12/29～1/3休館）	相談名称	相談できる内容	相談方法	相談件数（令和3年度）	相談日時	相談体制
宝塚市 ひらい人権文化センター	市直営	職員数（7）人 所長1人（正職員） 隣保館指導員3人（正職員） 図書指導職員2人（会計年度職員（時間）） 事務補助員1人（会計年度職員（日額）） ※他に教育委員会から指導主事1名と会計年度職員（日額）1名在籍	月～土曜日	9：00～21：00	日曜、祝日、 年末年始	※特になし（事業報告書には「相談活動」と記載）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> <li>■福祉関係</li> <li>■行政サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> <li>■FAX</li> </ul>	全16件 人権関係（1）件 生活関係（6）件 福祉関係（0）件 その他（9）件 （教育・コロナに関する相談など）	月～土曜日 9:00～21:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■隣保館指導員（4）人</li> <li>■正職員</li> <li>■その他（窓口受付相談業務委託従事者）</li> </ul>
芦屋市 上宮川文化センター	市直営	職員数（13）人 課長1人 係長2人 再任用1人 会計年度任用9人	月～土曜日	9：00～22：00	日曜、祝日、 年末年始	相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> <li>■福祉関係</li> <li>■行政サービス</li> <li>その他（税関係）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> <li>■訪問</li> </ul>	全853件 職業5件、教育11件、生活福祉644件 住宅65件、保険年金36件、税務42件、経営等1件 人権2件、その他47件	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>■隣保館相談指導員4人（正職員1人、会計年度任用3人）</li> </ul>
尼崎市地域総合センター （取りまとめ） 地域総合センター上ノ島 地域総合センター神崎 地域総合センター水堂 地域総合センター今北 地域総合センター南武庫之荘 地域総合センター塚口	指定管理 ※指定管理を実施している場合： 実施年度平成27年度	職員数（41）人 6施設 ※上ノ島、神崎、水堂、今北、南武庫之荘及び塚口の全6センターが指定管理者により運営されている。	月～金曜日及び 第2・4土曜日	月～金曜日 9：00～21：00 第2・4土曜 9：00～17:00	第1・3土曜日及び日曜、祝日、年末年始	地域住民の人権に関する相談及び自立支援（生活の質の向上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> <li>■福祉関係</li> <li>■行政サービス</li> <li>その他（相談内容を制限していない。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> <li>■ファクス</li> <li>■メール・HP</li> <li>■訪問</li> <li>■その他（相談方法を制限していない。）</li> </ul>	全1063件 6施設 生活関係566件、福祉関係123件、その他（住宅・環境92件、保健62件、その他220件）	開館時間内であれば、相談日時を特定していない	隣保館職員全員

市町村	2 相談業務について							2-(1) 保健・健康関係の相談について					
	相談員の資格等	周知方法	相談件数推移 R4は1月末現在 (件数)	相談業務の課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	セクシュアル・マイノリティ対象の相談	相談名称	相談できる内容	相談件数 (令和3年度)	相談日時	相談体制	相談件数の推移
宝塚市 ひらい人権文化センター	なし	■センターだより (年4回発行、発行部数 2,300部) ■市ホームページ	H30 75 R1 55 R2 59 R3 16 R4 7	相談件数は減少傾向にある。(従前から居住している住民の減少、新たに移ってきた住民のセンターの認知度低いことが関係していると思われる)	新規住民に対して個別訪問を行い、センター事業の説明をした。	なし	している	なし	なし	なし	なし	なし	なし
芦屋市 上宮川文化センター	■資格有り(3)人 (■隣保事業士2名、■保健師1名)	■センター情報紙 ■市広報誌 ■市ホームページ	確認中	重層的支援体制整備事業の実施により、福祉の向上、人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして、包括的な支援に取り組む。	積極的に他の機関と連携して進めていく。	アウトリーチサービスとして、相談対象者宅へ伺うことに注力している。	■相談があれば対応するもの	健康相談	■健康相談 ■血圧測定 ■体重測定 ■訪問	全485件	随時	保健師(1)名	確認中
尼崎市地域総合センター (取りまとめ) 地域総合センター上ノ島 地域総合センター神崎 地域総合センター水堂 地域総合センター今北 地域総合センター南武庫之荘 地域総合センター塚口	一部職員が隣保事業士資格を取得	■センター情報紙 (センターだより) ■その他(各センターHP)	H30 1874 R1 1150 R2 1262 R3 1063 R4 854 ※6施設の合計	・相談件数が少ない。・相談内容を分析し、事業展開に結び付ける手法が確立されていない。・隣保館職員のスキルアップを図る必要がある	隣保館職員の隣保事業士資格取得推奨、各指定管理者と協議	なし	相談内容を制限していない	なし	なし	なし	なし	なし	なし

市町村	2-(1) 保健・健康関係の相談について			3 貸館について					
	相談業務での課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	貸し館の有無	貸し館の内訳	使用料 (主な部屋1区分あたり)	貸し出し区分	申込み・支払い方法	減免制度
宝塚市 ひらい人権文化センター	なし	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■会議室(2室)</li> <li>■学習室(2室)</li> <li>■和室</li> <li>■調理室</li> <li>■卓球室</li> </ul>	時間帯によって、貸室によって変わる、また延長料金が発生する(卓球室：料金→無料、利用時間→月～金の午後1時から午後5時)		申込み方法：■窓口 支払い方法：■申込時に現金で	あり
芦屋市 上宮川文化センター	自発的に相談できない方への関わりをどのようにしていくか。	積極的な訪問や施設についての案内の配布等を検討。	アウトリーチサービスとして、相談対象者宅へ伺うことに注力している。	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■視聴覚室(1室)</li> <li>■和室(1室)</li> <li>■調理室(1室)</li> <li>■ホール(1室)</li> <li>■会議室(大)1室</li> <li>■会議室(中)1室</li> <li>■会議室(小)1室</li> </ul>	別添表あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■時間帯で区分(午前、午後、夜間、土日で区分)</li> </ul>	申込み方法■窓口、■WEB 支払い方法■申込時に現金	あり
尼崎市地域総合センター (取りまとめ) 地域総合センター上ノ島 地域総合センター神崎 地域総合センター水堂 地域総合センター今北 地域総合センター南武庫之荘 地域総合センター塚口	なし	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集会室(7室)</li> <li>■和室(6室)</li> <li>■生活改善室(調理室)(6室)※料理教室</li> <li>■その他(教室(29室))</li> </ul> ※貸館使用料の区分による。	(集会室・料理教室)午前9時から午後0時まで 1,200円、午後1時から午後5時まで 1,720円、午後6時から午後9時まで 2,100円等	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間帯で区分(午前、午後及び夜間で区分)</li> </ul>	申込み方法：■窓口 ■電話 ■ファクス■WEB 支払い方法：■申込時に現金で ■利用時に現金で	あり

市町村	3 貸館について						その他、特に工夫されていること	4 指定管理制度について																																																												
	登録団体制度	備品の貸し出し	使用料の見直し	貸し館での課題	貸室の稼働率																																																															
宝塚市 ひらい人権文化センター	有り（登録団体数 17団体） 認定基準：人権文化センターの設置目的に合った活動をしている 登録要件：センター主催事業への参加・協力 優遇措置：主たる活動により、2か月前若しくは5週間前から申込可 登録申請：随時受付（ただし有効期限は毎年3月末まで。毎年更新が必要）	有り （主な備品と料金：ピアノ（有料）、プロジェクタ（有料））	なし	有り（施設・設備の老朽化、コロナ以前から利用者が減少。他の市内公共施設と比較して稼働率が低い。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>29</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>会議室1</td> <td>34</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>41</td> <td>33</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>学習室1</td> <td>27</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>学習室2</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>42</td> <td>41</td> <td>48</td> <td>38</td> <td>45</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	R1	R2	R3	R4	和室	36	38	29	15	14	19	会議室1	34	43	43	41	33	34	学習室1	27	25	15	9	18	27	調理室	2	2	7	3	13	8	学習室2	6	8	13	4	1	8	会議室2	42	41	48	38	45	37	全体	23	24	24	16	20	21	なし	検討していない（理由：①隣保館運営費補助金の関係、②受託先がない等の理由から当面は指定管理者制度の導入は難しいと考えられるため
	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																														
和室	36	38	29	15	14	19																																																														
会議室1	34	43	43	41	33	34																																																														
学習室1	27	25	15	9	18	27																																																														
調理室	2	2	7	3	13	8																																																														
学習室2	6	8	13	4	1	8																																																														
会議室2	42	41	48	38	45	37																																																														
全体	23	24	24	16	20	21																																																														
芦屋市 上宮川文化センター	なし	なし	■有 財政課主導の下、3年度毎に特定の受益者の適性負担の観点から使用料改正に係る調査有り。令和4年に各施設の調査を実施。物価上昇等を理由に全施設で見直し無し。	■有り、躯体・設備の老朽化	集計中						通常の周知以外に得にはしていない。来館者は高齢者からこどものお母さんまでは幅広い。利用率は継続して高い。駅に近く利便性が良いからではないか。駐車場は7台分館内にWifi有り	■検討していない																																																								
尼崎市地域総合センター （取りまとめ） 地域総合センター上ノ島 地域総合センター神崎 地域総合センター水堂 地域総合センター今北 地域総合センター南武庫之荘 地域総合センター塚口	（登録団体数117団体） 認定基準：登録要件に合致すること。 登録申請：毎年度末に各センターにおいて登録説明会を実施のうえ、申請を受け付けている	有り（主な備品と料金：マイク、プロジェクター等（無料））	有り 見直し実施時期：平成25年度 新料金開始時期：平成27年度から	有り（利用が集会室等に偏る傾向がある。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>25.02%</td> <td>24.66%</td> <td>24.34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年度については令和4年12月31日現在</p>							H29	H30	R1	R2	R3	R4	全体	-	-	-	25.02%	24.66%	24.34%	導入している（導入時期 平成27年度）地域総合センターの管理運営体制については、平成26年度当時、地域住民をはじめ市民相互の交流促進及び人権意識の普及高揚を図るためのコミュニティの拠点となる施設とするために、指定管理者制度を導入し、施設の管理運営に民間活力を導入することで、より効果的、効率的な事業の実施及び管理運営を図ることとした。また、指定管理者の選定を公募により行うことで、より多様な民間のノウハウを持った指定管理者の参入を期待した。さらに、地域のニーズを的確に反映した事業実施を公募条件とすることで、地域総合センターを地域社会全体の中で市民の人権意識の普及高揚を図るための開かれたコミュニティ施設としたいと考えたもの																																											
	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																														
全体	-	-	-	25.02%	24.66%	24.34%																																																														



市町村	1 基本情報					2 相談業務について						2 相談業務について	
	運営形態	職員配置	開館日	開館時間	休館日（共通：年末年始は12/29～1/3休館）	相談名称	相談できる内容	相談方法	相談件数（令和3年度）	相談日時	相談体制	相談員の資格等	周知方法
猪名川町 六瀬総合センター	町直営	職員数（5）人 所長1人（正職員） 副主幹1人（正職員） 人権教育指導員1人（会計年度職員Ⅱ） 教育事業指導員1人（会計年度職員Ⅱ） 住民課業務1人（会計年度職員Ⅱ）	月～金曜日	8:45～17:30 夜間貸館はシルバー人材センターが対応	土、日曜、祝日、 年末年始	人権相談、 心配ごと相談	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係	■来館 ■電話	生活関係（1）件	人権相談：月1回第2水曜日 13:00～16:00 心配ごと相談：月1回第3火曜日 10:00～12:00	人権相談：人権擁護委員2人、 心配ごと相談：民生児童委員2人）	なし	■センター情報紙 ■市広報誌 ■HP
たつの市（8）	市直営	職員数（16）人 8館合計 各館共、 館長1人（会計年度任用Ⅰ） 事務員1人（会計年度任用Ⅰ）	月～金曜日	9:00～17:00	土、日曜、祝日、 年末年始	人権相談、 生活相談、 教育相談等	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話	全278件 人権（3） 生活関係（60） その他（215）	月～金曜日 9:00～17:00	■会計年度任用職員Ⅰ	■資格無し	■情報紙（月1回、 1700部）
姫路市(17) 地区総合センター	市直営	職員数（28）人 17館合計 所長17人（正職員9人、再任用8人） 主任3人 主事1人 再任用7人	月～金曜日 ※一部、土日祝 開館のセンター 有り	8:35～17:20	土、日曜、祝日、 年末年始	人権相談	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス その他（その他相談）	■来館 ■電話 ■ファクス ■メール・ HP	全972件 人権関係(1)件、 生活関係(132)件、 福祉関係(374)件、 その他(465)件	月～金曜日 8:35～17:20	■その他（隣保館職員が対応）	■もっている人 もいる	■センター情報紙 （総合センターだより） ■市広報誌 ■市ホームページ
市川町公民館	町直営	職員数（3）人 隣保館指導員1人（会計年度職員） 生涯学習課の課長、 人権担当の正規職員（兼務） ※市川町は広域隣保活動事業として展開。隣保館としては運営していない。 ※公民館内に教育委員会事務所があり、そこで公民館としての業務を兼務している。	『市川町公民館の管理運営に関する規則』上は月曜日が休館。 ただし、教育委員会のある建物のため年末年始以外は開館。	8：30～22：00	月曜日 ※『市川町公民館の管理運営に関する規則』上教育委員会のある建物なので年末年始以外は開館。		■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス その他（雇用保険延長補助事務）	■来館 ■電話 ■ファクス ■メール・ HP ■訪問	その他（雇用保険延長補助事務、1）件	月～金曜日 8:30～17:15	■隣保館相談指導員1人（会計年度任用職員Ⅰ） ※不在時は人権担当、生涯学習課長が担当。	元こども園の園長で現在は民生委員でもある職員	■情報紙（『隣保館だより』月1回発行、発行部数 約800部） 市広報誌（全戸配布。ただし、令和4年4月から掲載）
上郡町 （回答辞退）													
太子町 南総合センター	町直営	職員数（2）人 所長1人（会計年度職員Ⅰ） 事務員1人（会計年度職員Ⅰ）	月～金曜日	8:30～17:15 （利用時間は9:00～17:00） ※夜間利用時は 18:00～22:00	土曜、日曜、祝日、 年末年始	なし	■人権関係 ■生活関係	■来館 ■電話	生活関係（8）件、 その他（教育関係 （2）件	月～金曜日 9:00～17:00	所長（会計年度任用職員Ⅰ）	なし	■市ホームページ

市町村	相談件数推移 R4は1月末現在(件数)	相談業務の課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	セクシュアル・マイノリティ対象の相談	2-(1) 保健・健康関係の相談について						2-(1) 保健・健康関係の相談について			
						相談名称	相談できる内容	相談件数 (令和3年度)	相談日時	相談体制	相談件数の推移	相談業務での課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	
猪名川町 六瀬総合センター	H30 0 R1 1 R2 1 R3 1 R4 1	相談がほとんどない	広報誌をホームページにも掲載している	相談日には会場にのぼりを出している。	セクシュアル・マイノリティに関する相談を実施している	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
たつの市(8)	H30 382 R1 129 R2 111 R3 62 R4 69	・地域で人権問題が生じた際、住民が隣保館に相談する関係性が築けていない ・隣保館での相談事業に対する住民への情報発信が不十分である	・相談職員の資質と知識の向上と気軽に相談できる態勢を整備 ・館だより(各館発行)で相談実施を周知する		■実施していない	健康相談	■健康相談	62件	随時	■保健師1名 (相談日に市保健センターから派遣)	H30 116 R1 129 R2 111 R3 62 R4 69	新型コロナの影響により、健康相談の件数が減少した	新型コロナの法的な位置付けやその対策が緩和される5月8日以降は相談が増えるものと考えられる		
姫路市(17) 地区総合センター	H30 1066 R1 1129 R2 749 R3 972 R4 702	本市も相談件数は、コロナ以前から減少傾向である	総合センター便りなどで周知	なし	している	有り (人権相談の一環で実施)	■健康相談	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
市川町公民館	H30 6 R1 2 R2 8 R3 1 R4 1	神崎郡の3町で市川町が隣保館業務を担当(神崎郡人権問題対策協議会がある)。3町の相談は市川町に案内されるが近年、他町住人の実績無し。平成まで人権等相談もあった。コロナ禍では雇用保険延長補助事務のみが目立つ。ハローワークでの手続きの補助的な内容。相談は専門的にできていない。	福祉関係の町内・郡内機関と連携し、さまざまな相談に対応できるように取り組む。	広域隣保活動事業のため参考にならず申し訳ないです。	■実施していない(=特化した窓口を設置している訳でない)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	※町の保健福祉センターと協働しています。健康づくり講座を開く程度しか取り組めていません。	なし	なし
上郡町 (回答辞退)															
太子町 南総合センター	H30 12 R1 13 R2 13 R3 10 R4 8	相談業務というより、一人暮らしの高齢者の方との話し相手をするが増えている。	現在の社会状況の現れで、今後必要とされる対応と考える。	なし	実施していない	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

市町村	3 貸館について						3 貸館について																			
	貸し館の有無	貸し館の内訳	使用料 (主な部屋1区分あたり)	貸し出し区分	申込み・支払い方法	減免制度	登録団体制度	備品の貸し出し	使用料の見直し	貸し館での課題																
猪名川町 六瀬総合センター	あり	■集会室(2室)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>定員</td> <td colspan="2">使用料金(1時間あたり)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>開館時間内</td> <td>開館時間外・休館日</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>100</td> <td>1,000円</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50</td> <td>500円</td> <td>700円</td> </tr> </table>		定員	使用料金(1時間あたり)				開館時間内	開館時間外・休館日	A	100	1,000円	1,400円	B	50	500円	700円	時間で区分 60分毎	申込み方法：■窓口 ■電話 支払い方法：■申込時に現金で	あり 登録団体は免除もしくは減額	あり(登録は138団体) 認定基準：公民館登録グループ、当館が認めるもの 登録要件：公民館グループに登録している。当館の活動目的に適している。 優遇措置：使用料免除、もしくは減額 登録申請：随時	有り (主な備品と料金：マイク、プロジェクター、音響設備)	無し	有り(立地条件が悪い(町中心部から遠い)駐車可能台数が少ない。故に稼働率が悪い。)
	定員	使用料金(1時間あたり)																								
		開館時間内	開館時間外・休館日																							
A	100	1,000円	1,400円																							
B	50	500円	700円																							
たつの市(8)	あり	集会室(2)、和室(8)、調理室(7)、その他(会議・研修室(11)、学習室(3))	無料	申請時間による		なし	無し	有り(図書、無料)	無し	無し																
姫路市(17) 地区総合センター	あり	※使用料をとっていないため、とくに区分を設けていません	無料		申込み方法：■窓口 ■電話 ■ファクス ■メール		なし	なし	なし	■有り(他の類似公共施設との切り分け)																
市川町公民館	あり	■集会室(3室) ■和室 ■生活改善室(調理室) ■体育館	他の施設は無料。体育館のみ1時間あたり200円(使用団体により免除あり)	時間で区分 60分毎	申込み方法：■窓口 支払い方法：■申込時に現金で	あり	※詳細を明確に定めているわけではないので、認定基準や登録要件などはお答えできませんが、新規の団体が利用する際に『公民館使用団体概要』を提出させている程度です。また、『市川町公民館の管理運営に関する規則』にもとづいて、社会教育関係団体がその目的のために使用する場合は、使用料を半額にするなどの措置をしています。	有り (主な備品と料金：マイクなど放送設備を無料で貸出可。)	なし	有り(施設・設備の老朽化。公民館の貸し館は無料(体育館のみ1時間200円)のため、電気代等の高騰が町費の負担を大きくしている。『市川町公民館の設置及び管理に関する条例』で町民の生涯学習に係る活動を支援するとともに、生涯学習の振興に寄与し、文化の向上と福祉増進に資する施設とされ、利用状況から現状のままで当面は適当と考えている。																
上郡町 (回答辞退)																										
太子町 南総合センター	あり	■会議室(2室) ■和室 ■調理室 ■ホール	時間帯や貸室によって変わる	時間帯で区分(午前、午後、夜間、昼間、午後～夜間、全日で区分)	申込み方法：■窓口 支払い方法：■申込時に現金で	あり	なし	■有り(主な備品と料金：図書(貸出期間：原則1週間、料金無料))	なし	なし																

市町村	貸室の稼働率	その他、特に工夫されていること	4 指定管理制度について
			指定管理制度について
猪名川町 六瀬総合センター	稼働率は算出していません。	なし	検討していない（理由：隣保館補助金の関係、受けてくれる業者もない）
たつの市（8）	※稼働率の算出なし。		検討していない（理由：社会福祉施設であるため直営で運営している）
姫路市(17) 地区総合センター	なし	なし	検討していない（理由：運営費等補助金の対象費目でないため）
市川町公民館	算出なし		理由：今のところ、教育委員会がこの公民館内に含まれるため、貸館業務上は指定管理制度の必要がないため。）
上郡町 （回答辞退）			
太子町 南総合センター	算出なし	なし	検討していない

市町村	1 基本情報					2 相談業務について						2 相談業務に
	運営形態	職員配置	開館日	開館時間	休館日（共通：年末年始は12/29～1/3休館）	相談名称	相談できる内容	相談方法	相談件数（令和3年度）	相談日時	相談体制	相談員の資格等
養父市 みふね会館	市直営	職員数（2）人 館長1人（会計年度職員Ⅰ） 事務職員1人（正職員）	月～金曜日	8:30～17:15	土曜、日曜、祝日 年末年始	なし	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス その他（ハローワークとの連携・就職相談）	■来館 ■電話	人権関係（1）件、 生活関係（1）件、 その他（道路の陥没など1）件	6月・10月・1月・2月	隣保館相談指導員2人（正職員、会計年度任用職員Ⅰ）	なし
相生市 上松隣保館	市直営	職員数（3）人 館長1人（会計年度職員（パートタイム）） 事務職員2人（会計年度職員（パートタイム）） （※一日4時間の交代勤務）	月～土曜日	9:00～22:00	日曜、祝日 年末年始	なし	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	方法問わず	0件	原則、平日9:00～17:00 （館長の勤務時間）	館長	経歴等により判断。現館長は学校長経験があり相談のノウハウを持つものと判断している。
佐用町 中安ふれあいセンター	町直営	職員数（2）人 支所長兼館長1人 職員1人（会計年度職員Ⅱ、パートタイム）	1月5日～ 12月27日	規則 8:30～22:00 現行 8:30～17:15 （夜間使用が無い場合）	（規則） 12月28日～1月4日 （現行） 12月28日～1月4日、 土曜、日曜、祝日	生活相談 他	■生活関係	■来館 ■電話	人権関係（1）件、 生活関係（6）件	開館日	レその他（会計年度任用職員Ⅱ）	なし
新温泉町 文化会館	町直営	職員数（4）人 館長1人（会計年度職員Ⅰ） 人権推進室長1人（管理職職員（指導員） 指導員補助金未算定（管理職兼務） 人権推進室職員主査1人（正職員） 事務員（用務員）1人（会計年度職員Ⅱ）	月～金曜日 ※貸館は常時可	8:30～17:15	土曜、日曜、祝日 年末年始 貸館は常時可能	なんでも相談室	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス その他（どのような事でも相談に繋ぐ）	■来館 ■電話 ■訪問	人権関係（2）件、 生活関係（26） 件、福祉関係（6） 件	月～金曜日 8:30～17:15	隣保館相談指導員2人（正職員、会計年度任用職員Ⅰ）	隣保館事業士1 元校長現館長
宍粟市 城下ふれあいセンター	市直営	職員数（2）人 ■時間帯で区分（午前、午後、夜間、土日で区分） 館長1人（会計年度職員：パートタイム） 事務員1人（会計年度職員：パートタイム）	月～金曜日	9:00～16:30 （日によって不定）	木曜日、 土・日・祝日、 年末年始	いきいき地域づくり事業相談（いきいき相談）	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話	生活関係（4）件、 その他（7）件 （行政要望5件、教育関係2件）	木曜日以外の平日、 9:00～17:00	勤務職員2人（会計年度任用職員：パートタイム）	なし（館長：地域づくり専門員、事務職員：市民相談員）

市町村	1-1 について						2-(1) 保健・健康関係の相談について					2-(1) 保健・健康関係の相談について		
	周知方法	相談件数推移 R4は1月末現在 (件数)	相談業務の課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	セクシュアル・ マイノリティ対 象の相談	相談名称	相談できる 内容	相談件数 (令和3年度)	相談日時	相談体制	相談件数の推移	相談業務での課題	課題への対応
養父市 みふね会館	・センター情報紙 (年2回)、 ・市広報誌(月1 回)	H30 4 R1 4 R2 3 R3 3 R4 3	みふね会館で相談業務が受けられることが知られていない。行政など専門的な知識がない	センター情報誌での告知、告知放送の活用	ケーブルテレビなどの活用		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
相生市 上松隣保館	■センター情報紙 (隣保館だより毎月 1回発行)		相談のない年度が続いていること等から、周知方法の在り方が課題と考えている。	検討中		<input checked="" type="checkbox"/> 実施していない ※具体的な対応をしていないため相談機関への連携等の対応をする。	有り、名称(特に健康相談 なし)	0件	原則、 平日 9:00~17:00 (館長の勤務 時間)	※館長が窓口になり、内容に応じて専門職等へつなぐなどの対応をする。		相談のない年度が続いていること等から、周知方法の在り方が課題と考えている。	検討中	
佐用町 中安ふれあいセンター	その他(中安地域づくり協議会等)	H30 5 R1 - R2 5 R3 7 R4 3	相談内容を担当課に連絡して対応することが多く、即答が難しい	担当課の回答を解りやすく説明し、理解してもらう		実施していない	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
新温泉町 文化会館	■市広報誌 ■市ホームページ ■チラシ ■ポスター ■その他(口コミで 広げている)	H30 22 R1 20 R2 26 R3 34 R4 35	・相談を受ける方は、相当な知識が必要。(行政面も含めて)・自分の考え方を押し付けずに相手の気持ちになって聞くこと	・相談を受けたら伴走型で、相手が納得するまで関わる。	・まず、相手の相談内容をしっかりと聞き、相手が何を求めているかを理解して伴走的に寄り添う。・一度で解決しようとしなないこと。・相談者との信頼関係。	実施していない	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
宍粟市 城下ふれあいセンター	■センター情報紙 (年3回発行、発行 部数600部) ■チラシ ■その他(センター が立地する小・中学 校区内において、募 集チラシを全戸配 布)	H30 14 R1 8 R2 9 R3 11 R4 10	地域住民に対する相談業務の周知不足を感じている	自治会への呼びかけ、センターだよりの周知等	実施していない(館に相談があった場合は、所管課である人権推進課で開設中の「しそうにじいる相談」にて対応。)		お点前教室健康相談(市保健福祉課協力事業)	■健康相談 ■血圧測定	4件	不定期(お点前教室の実施に合わせて)、 10:30~11:30	保健師(1)名 ※相談日に市保健福祉課から派遣	どの年も数件	・ふれあいセンターの特定の教室内だけで実施しており、教室の実施に合わせて保健師の派遣を依頼していることもあり、センター自体の相談としては定期的に行えず継続性がない。	なし

市町村	その他、特に工夫されていること	3 貸館について						3 貸館について		
		貸し館の有無	貸し館の内訳	使用料 (主な部屋1区分あたり)	貸し出し区分	申込み・支払い方法	減免制度	登録団体制度	備品の貸し出し	使用料の見直し
養父市 みふね会館	なし	あり	■集会室 ■和室 その他(大会議室が1・ 小会議室が2) ■生活改善室(調理室)	午前550円 午後650円 1日1100円	時間帯で区分 (午前、午後、 夜間、土日で区 分)	申込み方法: ■窓口 ■電話 支払い方法: ■利用時に現金で ■その他(振込用紙で後日、市 の会計課に払う)	なし	なし	椅子や机など	なし
相生市 上松隣保館		あり	■集会室(1室)	午前9時~午後12時 700円、 午後12時~午後5時 1050円 午後5時~午後10時 1650円	時間帯で区分 (午前、午後、 夜間、土日で区 分)	申込み方法: ■窓口 ■電話 支払い方法: ■申込時に現金で	あり	※原則無料としており、社会福祉法第2 条第3項第11号に規定する目的以外の 使用に対して使用料を徴収する。	なし	なし
佐用町 中安ふれあいセンター	以前は、年3回のふれ あい喫茶に、地域の介 護施設の保健婦に健康 相談と血圧測定を依頼 して実施していたが、 保健師の多忙のため現 在はできていない、ま た、コロナ禍のため再 開は難しい	あり	■集会室(2室) ■生活改善室(調理 室)	集会室 午前900円、午後・夜間 1200円 調理室 午前1200円、午後・夜間 1600円	時間帯で区分 (午前、午後、 夜間、土日で区 分)	申込み方法: ■窓口 ■電話 支払い方法: ■申込時に現金で	あり	有り(登録団体数 団体)認定基準: 総務課作成資料に基づき減免	なし	なし
新温泉町 文化会館	なし	あり	■集会室(3室) ■和室 ■生活改善室(調理 室)	時間帯によって、貸室によって変わ る	時間帯で区分 (午前、午後、 夜間、で区分)	申込み方法: ■窓口 ■電話 ■ファクス 支払い方法: ■納付伝票支払い (町指定金融機関・町出納窓口 で支払い) ※隣保館では金銭の受取はして いません。	あり	なし	有り (主な備品と料金: 無 料です。破損の場合は弁 償) プロジェクター・ 大型テレビ・ 調理器具	有り 見直し実施時期: H27 年度 新料金開始時期: H28 年度から その他: 町の定めた規 定に準じています。
宍粟市 城下ふれあいセンター	なし	無し (貸館業務はふ れあいセンター で直接実施して おらず、市と施 設の管理委託契 約を結んでいる 、地元の地区 自治会が担当)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

市町村	貸し館での課題	貸室の稼働率							その他、特に工夫されていること	4 指定管理制度について
										指定管理制度について
養父市 みふね会館	なし	なし							市民講座が9つあり、貸し館としての利用は少ない	検討していない
相生市 上松隣保館	無し	※近年の利用実績なし							なし	検討していない（施設の趣旨から直営がふさわしいと考えている。）
佐用町 中安ふれあいセンター	有り 夜間管理の対応	なし							なし	検討していない（理由：現在、導入の必要を考えていない）
新温泉町 文化会館	なし		H29	H30	R1	R2	R3	R4	調理室には、ある程度の食器、調理器具を整備しているので利用しやすい。町民に隣保館を多く利用していただき交流を図る目的がある。	検討していない（理由：隣保館は人権教育・啓発活動の拠点施設であり、人権センター的な役割を担っている、このことにより人権意識の高揚は、行政の直接的事業だと考え指定管理にそぐわないと理解しています。）
		研修室A	135	274	121	172	239	199		
		研修室B	86	94	130	89	132	135		
		大会議室	112	103	218	190	230	209		
		調理室	84	85	96	88	78	81		
		和室	0	0	0	0	0	0		
全体	417	556	565	539	679	624				
		※利用数								
宍粟市 城下ふれあいセンター	なし	算出無し							なし	検討していない（理由：市と地元自治会で協議を重ねた結果、施設の管理主体ならびに活用方針が明確に定められており、指定管理制度導入の予定はない。）



市町村	1 基本情報					2 相談業務について					
	運営形態	職員配置	開館日	開館時間	休館日（共通：年末年始は12/29～1/3休館）	相談名称	相談できる内容	相談方法	相談件数（令和3年度）	相談日時	相談体制
朝来市枚田岡会館	市直営	職員数（3）人 正職員 1人 会計年度職員 2人	月～金曜日	8:30～17:15	土、日、祝日 年末年始		■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話 ■FAX	雇用保険受給手続き （2）件	開館時	隣保館相談指導員1人（正職員）
朝来市朝来福祉会館	市直営	職員数（2）人 館長1人（会計年度職員Ⅰ） 事務員1人（会計年度職員Ⅱ）	月～金曜日	8:30～17:15	土曜、日曜、祝日 年末年始		■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス その他（職業補導）	■来館 ■電話	具体的に：病気の為、失業保険を延長する	月～金曜日、 8:30～17:15	隣保館館長1人（会計年度職員Ⅰ）
朝来市生野交流館	市直営	職員数（3）人 館長1人（会計年度職員Ⅰ） 館員1人（会計年度職員Ⅰ） 土日祝日及び夜間開館時に勤務1人（会計年度職員Ⅰ）	月～金曜日	8:15～17:15	土曜、日曜、祝日 年末年始	生活相談	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話	0件	開館時	館長 ※不在時は所長、副所長が対応。
豊岡市 豊岡隣保館美庄館	市直営	職員数（2）人 館長1人（会計年度職員） 用務員1人（会計年度職員）	月～金曜日	8:30～17:15	土曜、日曜、祝日 年末年始	生活人権相談	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス その他（健康相談）	■来館 ■電話	人権関係（1）件、 生活関係（9）件、 福祉関係（3）件、 その他（1：区費） 件	月～金曜日 8:30～17:15	■隣保館相談指導員1人（会計年度職員Ⅰ）
豊岡市 出石隣保館	市直営	職員数（2）人 館長1人（会計年度職員） 指導員1人（会計年度職員）	月～金曜日	8:30～17:15	土曜、日曜、祝日 年末年始		■人権関係 ■生活関係 ■職業関係 ■教育関係 ■保健・医療	■来館 ■電話 ■訪問	人権関係（5）件、 生活関係（2）件、 その他（就業、生活、3）件		■隣保館相談指導員1人（会計年度職員Ⅰ）
赤穂市 坂越隣保館	市直営	職員数（2）人 館長1人（パートタイム会計年度職員Ⅰ） 事務員1人（パートタイム会計年度職員Ⅰ）	月～土曜日	9:00～22:00	日曜、祝日 年末年始	生活人権相談	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話	その他（22件、地域内施設の維持・管理、地域の環境整備等）	月～金曜日 10:00～17:00	館長※不在時は所長、副所長が対応。

市町村	2 相談業務について							2-(1) 保健・健康関係の相談について					
	相談員の資格等	周知方法	相談件数推移 R4は1月末現在 (件数)	相談業務の課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	セクシュアル・ マイノリティ対 象の相談	相談名称	相談できる 内容	相談件数 (令和3年度)	相談日時	相談体制	相談件数の推移
朝来市枚田岡会館	なし	■市ホームページ	H30 6 R1 3 R2 0 R3 2 R4 2	相談指導員の有資格者が不在	なし		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
朝来市朝来福祉会館	元校長	なし	H30 2 R1 0 R2 0 R3 1 R4 1	相談件数は少ない(課題?少ない方が良い)	他の担当課にて対応している。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
朝来市生野交流館	社会福祉主事任用資格 有り	その他(朝来市生野交流館だより、年1回発行、1,500部)	H30 10 R1 7 R2 7 R3 0 R4 4	なし	なし	相談者の了解の上、本館の管理課である人権推進課をはじめ関係機関に相談内容等を繋いでいる。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
豊岡市 豊岡隣保館美庄館	元市職員、福祉等に関わり有り	■センター ■情報紙チラシ	H30 69 R1 58 R2 24 R3 14 R4 8	相談件数が年々減少してきている。	来館者に情報誌により周知を行っていききたい。	なし	なし	健康相談 ■健康相談 ■血圧測定	1件	3回/年 10:00~12:00 (職員での相談は随時)	■保健師(1)名 ■栄養士(1)名 ※相談日に市健康増進課から派遣	H30~R1年は40数件だが、R2年以降は3件程度	
豊岡市 出石隣保館	なし	■市広報誌	H30 17 R1 15 R2 12 R3 10 R4 5	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
赤穂市 坂越隣保館	(元公立学校管理職)	■隣保館便り月1回発行	H30 25 R1 18 R2 17 R3 22 R4 13	相談件数は、減少傾向にある。	隣保館便り等で情宣		実施していない	なし	なし	なし	なし	なし	なし

市町村	2-(1) 保健・健康関係の相談について			3 貸館について					
	相談業務での課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	貸し館の有無	貸し館の内訳	使用料 (主な部屋1区分あたり)	貸し出し区分	申込み・支払い方法	減免制度
朝来市枚田岡会館	令和3年度より中止している	なし	なし	なし					
朝来市朝来福祉会館	なし	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多目的利用室</li> <li>■小会議室</li> <li>■研修室</li> </ul>	無料	なし	申込み方法：■窓口 ■電話	なし
朝来市生野交流館	なし	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■会議室</li> <li>■和室</li> <li>■調理実習室</li> <li>■多目的ホール</li> </ul>	無料	その他（おおむね1時間単位）	申込み方法：その他（利用申請書提出→審査→利用許可書交付） 支払い方法：無料	なし
豊岡市 豊岡隣保館美庄館	コロナウイルスの影響で健康相談日が開催できなくなり相談者が減少している。（3回/年、随時受け付けているが。）	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集会室</li> <li>■和室（3室）</li> <li>■生活改善室（調理室）</li> </ul>	無料	その他（利用者の要望による。）	申込み方法：■窓口 ■ファクス	なし
豊岡市 出石隣保館	なし	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集会室</li> <li>■和室</li> <li>■多目的ホール</li> </ul>	無料	時間帯で区分（午前、午後、夜間、土日で区分）	申込み方法：■その他（定期利用代表者会議で年度分を申し込む）	
赤穂市 坂越隣保館	なし	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集会室</li> <li>■和室</li> <li>■生活改善室（調理室）</li> </ul>	無料	その他（教養講座が使用していない時間帯）	申込み方法：■窓口 ■電話 ■ファクス	なし

3 貸館について						
市町村	登録団体制度	備品の貸し出し	使用料の見直し	貸し館での課題	貸室の稼働率	その他、特に工夫されていること
朝来市枚田岡会館						
朝来市朝来福祉会館	なし	有り (机・椅子等必要に応じて 無料)	なし	なし	なし	なし
朝来市生野交流館	なし	有り (主な備品と料金：机、椅子、調理器具、無料)	なし	なし	なし	なし
豊岡市 豊岡隣保館美庄館	有り（登録団体数 3団体） 認定基準：隣保館の設置目的に沿う活動を行っている団体 登録要件：なし 優遇措置：なし 登録申請：年1回	なし	なし	なし	なし	なし
豊岡市 出石隣保館	なし	なし	なし	なし	なし	なし
赤穂市 坂越隣保館	なし	有り (主な備品と料金：プロジェクター、マイクセットいずれも無料)	なし	有り（施設・設備の老朽化、コロナ以前から利用者が減少。）	なし	なし

4 指定管理制度について	
市町村	指定管理制度について
朝来市枚田岡会館	なし
朝来市朝来福祉会館	必要がない
朝来市生野交流館	地域からの要望がない
豊岡市 豊岡隣保館美庄館	検討していない
豊岡市 出石隣保館	検討していない
赤穂市 坂越隣保館	検討していない

市町村	1 基本情報					2 相談業務について						2 相談業務について	
	運営形態	職員配置	開館日	開館時間	休館日（共通：年末年始は12/29～1/3休館）	相談名称	相談できる内容	相談方法	相談件数（令和3年度）	相談日時	相談体制	相談員の資格等	周知方法
明石市 厚生館（7）	市直営	職員数（29）人 館長4人（再任用） 館長3人（会計年度職員1） 嘱託員22人（会計年度職員1）	月～土曜日	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 ※17時以降及び土曜日の 午後は、原則として貸館。	日曜、祝日 年末年始	一般相談	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話 ■訪問	合計652件 （市内7館）	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00	館長または嘱託員	弁財天厚生館以外は元学校長	■館日より（各館月 1回発行、発行部数 200部程度） ■市ホームページ
小野市 コミュニティセンター いちば	市直営	職員数（4）人 所長1人（会計年度職員） 事務員1人（会計年度職員） 事務補助1人（会計年度職員） 啓発員1人（会計年度職員）	全日 （年末年始除く）	9:00～22:00	年末年始	なし	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話	0件 市の相談は別途あり	月～金曜日 9:00～17:00	館長	なし	なし
小野市 コミュニティセンター おおべ	市直営	職員数（4）人 所長1人（会計年度職員） 事務員1人（会計年度職員） 事務補助1人（会計年度職員） 啓発員1人（会計年度職員）	全日 （年末年始除く）	9:00～22:00	年末年始	なし	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話	6件（人権1、生活 2、福祉3）	月～金曜日 9:00～17:00	会計年度1の職員	なし	なし
小野市 コミュニティセンター きすみの	市直営	職員数（4）人 所長1人（会計年度職員） 事務員1人（会計年度職員） 事務補助1人（会計年度職員） 啓発員1人（会計年度職員）	全日 （年末年始除く）	9:00～22:00	年末年始	なし	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話	3件（生活2、福祉 1）	月曜日～金曜日 9:00～17:00	館長	なし	なし
小野市 コミュニティセンター かわい	市直営	職員数（4）人 所長1人（会計年度職員） 事務員1人（会計年度職員） 事務補助1人（会計年度職員） 啓発員1人（会計年度職員）	全日 （年末年始除く）	9:00～22:00	年末年始	なし	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話	2件（生活2）	月～金曜日 9:00～17:00	館長	なし	なし

市町村						2-(1) 保健・健康関係の相談について						2-(1) 保健・健康関係の相談について		
	相談件数推移 R4は1月末現在 (件数)	相談業務の課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	セクシュアル・ マイノリティ対 象の相談	相談名称	相談できる 内容	相談件数 (令和3年度)	相談日時	相談体制	相談件数の推移	相談業務での課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること
明石市 厚生館(7)	H30 608 R1 693 R2 734 R3 792 R4 646	専門の相談員を配置していないので、館だけでは完結できない場合もある。	行政窓口をはじめ、各種機関と連携を取って対応している。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
小野市 コミュニティセンター いちば	0	市では、各種相談窓口があるため、当館への相談件数は皆無である。	対応できない案件は市に繋いでいる。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
小野市 コミュニティセンター おおべ	H30 4 R1 5 R2 6 R3 6 R4 6	関係各課への紹介に終わり、相談の解決に直接関与することが少ない。	対応できない案件は市に繋いでいる。	コミセン内で解決できることは、誠心誠意対応するように心がけている。	教育委員会だけでなく、福祉部局、安全部局と情報を共有し、全体で相談できるようにしている。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
小野市 コミュニティセンター きすみの	H30 0 R1 3 R2 3 R3 5 R4 2	市では、各種相談窓口があるため、当館への相談件数は少ない。	対応できない案件は市に繋いでいる。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
小野市 コミュニティセンター かわい	H30 0 R1 2 R2 2 R3 2 R4 2	市では、各種相談窓口があるため、当館への相談件数は少ない。	対応できない案件は市に繋いでいる。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

市町村	3 貸館について						3 貸館について			
	貸し館の有無	貸し館の内訳	使用料 (主な部屋1区分あたり)	貸し出し区分	申込み・支払い方法	減免制度	登録団体制度	備品の貸し出し	使用料の見直し	貸し館での課題
明石市 厚生館(7)	あり	【鳥羽厚生館】大会議室1、小会議室1、調理室1、和室1【弁財天厚生館】大会議室1、小会議室2、調理室1、和室0【松陰厚生館】 【】 小会議室 調理室 和室	時間帯によって、貸室によって変わる。 【内訳】7施設で計35室	午前、午後、夜間、全日	申込方法：■窓口 ■電話 支払方法：■申込時に現金で	あり	なし	あり (主な備品と料金：机・いす・マイク他 料金は無料)	なし	有り(施設・設備の老朽化、コロナ以後利用者が減少)
小野市 コミュニティセンター いちば	あり	■会議室 ■集会室 ■和室 ■生活改善室(調理室)	時間帯によって、貸室によって変わる	時間帯で区分(午前、午後、夜間、土日で区分)	申込方法：■窓口 ■電話 ■WEB	あり	有り(登録団体数 17団体) 認定基準：住民の生涯学習振興やコミュニティ活動の推進を図ることを目的とした団体(サークル) 登録要件：各種行事への参加 優遇措置：年間施設予約、貸館料無料 登録申請：毎年1回	有り 主な備品と料金：マイク、スピーカー、プロジェクター、いずれも無料	なし	なし
小野市 コミュニティセンター おおべ	あり	■視聴覚室 ■集会室 ■和室 ■生活改善室(調理室)	時間帯によって、貸室によって変わる	時間帯で区分(午前、午後、夜間、土日で区分)	申込方法：■窓口 ■電話 ■WEB ■メール	あり	有り(登録団体数 団体) 以下同じ	あり	なし	なし
小野市 コミュニティセンター きすみの	あり	■視聴覚室(学習室1室) ■集会室(大会議室1室、会議室1室) ■和室(2室) ■生活改善室(調理室)	時間帯によって、貸室によって変わる	時間帯で区分(午前、午後、夜間、土日で区分)	申込み方法：■窓口 ■電話 ■WEB	あり	有り(登録団体数 17団体) 以下同じ	有り(主な備品と料金：マイク、スピーカー、プロジェクター、いずれも無料)	なし	なし
小野市 コミュニティセンター かわい	あり	■視聴覚室(学習室1室) ■集会室(大会議室1室、会議室1室) ■和室(2室) ■生活改善室(調理室)	時間帯によって、貸室によって変わる	時間帯で区分(午前、午後、夜間、土日で区分)	申込み方法：■窓口 ■電話 ■WEB	あり	有り(登録団体数 19団体) 以下同じ	有り 主な備品と料金：マイク、スピーカー、プロジェクター、いずれも無料	なし	なし



市町村	貸室の稼働率	その他、特に工夫されていること	4 指定管理制度について																																																																																																																								
			指定管理制度について																																																																																																																								
明石市 厚生館（7）	<table border="1"> <caption>令和4年度 厚生館稼働率</caption> <thead> <tr> <th colspan="6">平日(午前・午後)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>大会議室</th> <th>小会議室</th> <th>和室</th> <th>調理室</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥羽</td> <td>59.67</td> <td>35.6</td> <td>2.88</td> <td>0</td> <td>29.37</td> </tr> <tr> <td>弁財天</td> <td>31.48</td> <td>16.26</td> <td>0.41</td> <td>0</td> <td>20.06</td> </tr> <tr> <td>松陰</td> <td>59.05</td> <td>34.36</td> <td>2.26</td> <td>0</td> <td>25.05</td> </tr> <tr> <td>西大窪</td> <td>32.72</td> <td>44.24</td> <td>29.63</td> <td>0</td> <td>8.69</td> </tr> <tr> <td>西八木</td> <td>32.1</td> <td>13.17</td> <td>3.29</td> <td>0</td> <td>12.81</td> </tr> <tr> <td>美里</td> <td>5.14</td> <td>4.32</td> <td>1.03</td> <td>0</td> <td>2.11</td> </tr> <tr> <td>上西</td> <td>29.01</td> <td>19.34</td> <td>2.06</td> <td>0</td> <td>34.62</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35.6</td> <td>23.9</td> <td>5.94</td> <td>0</td> <td>18.96</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">土曜(午前)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>大会議室</th> <th>小会議室</th> <th>和室</th> <th>調理室</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥羽</td> <td>34</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>弁財天</td> <td>54</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>松陰</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>西大窪</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>西八木</td> <td>54</td> <td>50</td> <td>18</td> <td>0</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>美里</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>上西</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26.57</td> <td>8.29</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>14.64</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申し訳ありません。抜粋して掲載させてもらっています</p>	平日(午前・午後)							大会議室	小会議室	和室	調理室	計	鳥羽	59.67	35.6	2.88	0	29.37	弁財天	31.48	16.26	0.41	0	20.06	松陰	59.05	34.36	2.26	0	25.05	西大窪	32.72	44.24	29.63	0	8.69	西八木	32.1	13.17	3.29	0	12.81	美里	5.14	4.32	1.03	0	2.11	上西	29.01	19.34	2.06	0	34.62	計	35.6	23.9	5.94	0	18.96	土曜(午前)							大会議室	小会議室	和室	調理室	計	鳥羽	34	2	0	0	13.5	弁財天	54	4	0	0	14.5	松陰	12	0	0	0	4.5	西大窪	12	0	0	0	12.5	西八木	54	50	18	0	17.5	美里	8	0	0	0	5	上西	12	2	24	0	35	計	26.57	8.29	6	0	14.64	なし	検討していない（理由：今のところ、導入する必要性がないと判断しているため。）
平日(午前・午後)																																																																																																																											
	大会議室	小会議室	和室	調理室	計																																																																																																																						
鳥羽	59.67	35.6	2.88	0	29.37																																																																																																																						
弁財天	31.48	16.26	0.41	0	20.06																																																																																																																						
松陰	59.05	34.36	2.26	0	25.05																																																																																																																						
西大窪	32.72	44.24	29.63	0	8.69																																																																																																																						
西八木	32.1	13.17	3.29	0	12.81																																																																																																																						
美里	5.14	4.32	1.03	0	2.11																																																																																																																						
上西	29.01	19.34	2.06	0	34.62																																																																																																																						
計	35.6	23.9	5.94	0	18.96																																																																																																																						
土曜(午前)																																																																																																																											
	大会議室	小会議室	和室	調理室	計																																																																																																																						
鳥羽	34	2	0	0	13.5																																																																																																																						
弁財天	54	4	0	0	14.5																																																																																																																						
松陰	12	0	0	0	4.5																																																																																																																						
西大窪	12	0	0	0	12.5																																																																																																																						
西八木	54	50	18	0	17.5																																																																																																																						
美里	8	0	0	0	5																																																																																																																						
上西	12	2	24	0	35																																																																																																																						
計	26.57	8.29	6	0	14.64																																																																																																																						
小野市 コミュニティセンター いちば	なし	なし	検討していない（理由：貸館や講座開設だけでなく、地域活動の拠点施設としての役割を担っているため、直営が好ましい。）																																																																																																																								
小野市 コミュニティセンター おおべ	なし	なし	検討していない（理由：貸館や講座開設だけでなく、地域活動の拠点施設としての役割を担っているため、直営が好ましい。）																																																																																																																								
小野市 コミュニティセンター きすみの	なし	なし	検討していない（理由：貸館や講座開設だけでなく、地域活動の拠点施設としての役割を担っているため、直営が好ましい。）																																																																																																																								
小野市 コミュニティセンター かわい	なし	なし	検討していない（理由：貸館や講座開設だけでなく、地域活動の拠点施設としての役割を担っているため、直営が好ましい。）																																																																																																																								

市町村	1 基本情報					2 相談業務について		
	運営形態	職員配置	開館日	開館時間	休館日（共通：年末年始は12/29～1/3休館）	相談名称	相談できる内容	相談方法
洲本市立 人権文化センター	市直営	職員数（3）人 館長1人（正職員） 事務員2人（会計年度職員Ⅱ）	月～金曜日	8:30～17:00 ※19:00～21:00（手話講座）	土曜、日曜、祝日 年末年始	人権相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> <li>■行政サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> </ul>
（神戸市）賀川記念館	民設民営	職員数（5）人 館長1人 正職員2人 契約社員1人 非常勤職員1人	月～日曜日	10:00～17:00ごろ	月曜日 （ミュージアム）	事業化はしてないが、上がってきた課題には対応	その他（生活や教育関係が多い）	
稲美町 西部隣保館	町直営	職員数（3）人 館長1人（正職員） 事務員2人（会計年度職員Ⅱ）	月～土曜日	9:00～17:00 但し許可があれば 18:00～22:00まで利用可能	日曜、祝日 年末年始	人権相談及び生活相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> <li>■福祉関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> </ul>

				2 相談業務について					
市町村	相談件数 (令和3年度)	相談日時	相談体制	相談員の資格等	周知方法	相談件数推移 R4は1月末現在(件数)	相談業務の課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること
洲本市立 人権文化センター	生活関係 (13) 件		正職員、 会計年度任用職員 1	なし	■Instagram	H30 13 R1 24 R2 12 R3 13 R4 10	相談件数は、コロナ以前から減少傾向である	なし	なし
(神戸市) 賀川記念館	統計はとっていない	事業化はしていない	記念館の職員	社会福祉士、保育士、公認心理師	■その他（事業所の利用者や法人施設の利用者への周知	統計は取っていない	当館事業の利用者の相談に応じているが事業化はできていない		なし
稲美町 西部隣保館	3件	人権相談は毎月第3火曜日 13時30分から2時間。 6月は1日の同じ時間。 生活関係及び福祉関係の相談は随時。	その他（相談件数は多くないので、館長が対応している。） ※館長不在時は対応できない。	なし	■隣保館だより（年4回発行、発行部数3,400部） ■町広報誌（年1回、全戸配布。）	H30 3 R1 3 R2 3 R3 5 R4 3	相談件数は多くない。生活相談及び福祉相談の場合、隣保館が対応できる範囲は限られているので、具体的な対応は、担当課窓口へ直接いってくださいとする場合が多い。	資格を有する職員がいないことと誤った対応は避けたいので、やむを得ないと思っている。	なし

市町村	セクシュアル・ マイノリティ対 象の相談	2-(1) 保健・健康関係の相談について						2-(1) 保健・健康関係の相談について		
		相談名称	相談できる 内容	相談件数 (令和3年度)	相談日時	相談体制	相談件数の推移	相談業務での課題	課題への対応	その他、特に工夫され ていること
洲本市立 人権文化センター	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
(神戸市) 賀川記念館	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
稲美町 西部隣保館	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

市町村	3 貸館について						3 貸館について
	貸し館の有無	貸し館の内訳	使用料 (主な部屋1区分あたり)	貸し出し区分	申込み・支払い方法	減免制度	登録団体制度
洲本市立 人権文化センター	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集会室 (3室)</li> <li>■和室 (2室)</li> </ul>	研修室(午前・午後)200円、(午後6時から午後10時) 300円 会議室(午前・午後)100円、(午後6時から午後10時) 200円	時間帯で区分 (午前、午後、 夜間、土日で区 分)	申込み方法：■窓口 支払い方法：■申込時に現金で	なし	なし
(神戸市) 賀川記念館	なし						
稲美町 西部隣保館	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集会室 (2室)</li> <li>■和室</li> <li>■生活改善室 (調理室)</li> <li>その他 (多目的ホール1室)</li> </ul>	大ホール (多目的ホール) 900円 会議室1 (集会室) 800円 会議室2 (集会室) 600円 和室 800円 料理教室 1000円 いずれも午前 (9時～12時) 区分 (一番安い時間帯) の料金	時間帯で区分 (午前、午後、 夜間、土日で区 分)	申込み方法：■窓口 支払い方法：その他 (使用する 3日前までに収納室又は指定金 融機関で納付し、利用時に領収 書提示。)	あり	有り (登録団体数10団体) 認定基準：なし 登録要件：地域住民と交流活動するサー クル・団体で参加者が2人以上。 優遇 措置：利用する部屋を無償で提供し、月 3回を上限に代表者に対し、3000円/回の 謝礼を支払っている。 登録申請：随時

市町村	備品の貸し出し	使用料の見直し	貸し館での課題	貸室の稼働率	その他、特に工夫されていること
洲本市立 人権文化センター	有り（主な備品と料金： プロジェクター、DVD）	なし	なし	なし	なし
(神戸市) 賀川記念館					
稲美町 西部隣保館	有り 図書のみで無料	なし	有り（施設・設備の老朽化、 コロナ以前から利用者が減 少。他の市内公共施設と比較 して稼働率が低い。のすべて が該当。しかし、他により良 い利用方法もみつからないの も事実で今後も継続すること になると思う		

4 指定管理制度について	
市町村	指定管理制度について
洲本市立 人権文化センター	検討していない
(神戸市) 賀川記念館	
稲美町 西部隣保館	検討していない(理由: 隣保館が設けられた理由は、被差別部落住民の生活改善と福祉の向上であるので、指定管理制度による運営は、この趣旨に反するから )

市町村	1 基本情報					2 相談業務について						2 相談業務につ
	運営形態	職員配置	開館日	開館時間	休館日（共通：年末年始は12/29～1/3休館）	相談名称	相談できる内容	相談方法	相談件数（令和3年度）	相談日時	相談体制	相談員の資格等
高砂市 みのり会館	市直営	職員数（3）人 館長1人（正職員） 事務員1人（正職員） 人権啓発指導員1人（会計年度職員週4勤務）	月～金曜日	9:00～22:00	土曜、日曜、祝日 年末年始	人権相談（生活上の各種相談）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> <li>■福祉関係</li> <li>■行政サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> </ul>	0件	月曜日～金曜日 8:30～17:15	その他（隣保館職員人権擁護委員による相談）	なし
加古川市 人権文化センター	市直営	職員数（17）人 所長1人 副所長1人 担当副課長1人 行政職5人 教育職1人 専門員6人 相談員1人 会計年度職員1人 ※市の人権施策を担う課でもあり、全員が隣保館事業に専任しているわけではない	月～土曜日	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00	日曜、祝日 年末年始	人権相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> </ul>	118件	月～金曜日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00 公民館における巡回人権相談は各公民館（12か所）月1回 15:00～17:00	その他（相談員1名、正職員2名、会計年度任用職員3名） 公民館における巡回人権相談は人権アドバイザー2名体制	なし
加東市 窪田隣保館	市直営	職員数（1）人 人権教育推進員（会計年度職員1パートタイム）	自主事業日、貸館予約日のみ		※自主事業・貸館以外の日	広域隣保活動事業相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> <li>■福祉関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> <li>■その他（市役所人権協働課窓口は電話も可）</li> </ul>	人権関係（9）件、生活関係（18）件、福祉関係（0）件	毎週水曜日 14:00～16:00	その他（人権教育推進員（会計年度任用職員）2人交代制、不在時は課職員）	人権教育推進員
多可町隣保館	町直営	職員数（2）人 他に人権啓発推進員3人（特別職、非常勤）	月～金曜日	8:30～17:15	土曜、日曜、祝日 年末年始	人権相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> </ul>	人権関係（5）件	随時	人権啓発専門員	人権啓発指導員



市町村	1-1 について						2-(1) 保健・健康関係の相談について					2-(1) 保健・健康関係の相談について		
	周知方法	相談件数推移 R4は1月末現在(件数)	相談業務の課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	セクシュアル・マイノリティ対象の相談	相談名称	相談できる内容	相談件数 (令和3年度)	相談日時	相談体制	相談件数の推移	相談業務での課題	課題への対応
高砂市 みのり会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報誌</li> <li>市ホームページ</li> </ul>	H30 2 R1 0 R2 3 R3 0 R4 1			年間11回の人権擁護委員による人権相談を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施していない相談については担当課に男女共同参画センターがあり、内容により相談取次ぎを行っています</li> </ul>	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
加古川市 人権文化センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター情報紙</li> <li>市広報誌</li> <li>市ホームページ</li> <li>チラシ</li> <li>ポスター</li> <li>その他(啓発カード)</li> </ul>	年度 H30 74 R1 144 R2 100 R3 118 R4 132	周知の拡大	各種媒体を使用	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施していない(人権相談の一環としては実施。専用回線、専門員等は無し)</li> </ul>	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
加東市 窪田隣保館	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター情報紙(隣保館だより月1回発行)</li> <li>市ホームページ</li> <li>その他(人権啓発情報誌(年2回人権協働課が発行))</li> <li>カレンダー(年1回加東市人権・同和教育研究協議会が発行)に掲載</li> </ul>	H30 11 R1 12 R2 17 R3 16 R4 27	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
多可町隣保館	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報誌(広報たか)</li> <li>市ホームページ</li> </ul>	H30 5 R1 3 R2 6 R3 5 R4 4	他部署との連携	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

市町村	その他、特に工夫されていること	3 貸館について						3 貸館について		
		貸し館の有無	貸し館の内訳	使用料 (主な部屋1区分あたり)	貸し出し区分	申込み・支払い方法	減免制度	登録団体制度	備品の貸し出し	使用料の見直し
高砂市 みのり会館	なし	あり	その他(大会議室1・小会議室1・和室1・料理室1)	大会議室 (午前600円・午後800円・午前午後1400円・夜間900円・午後夜間1700円・全日2000円) 小会議室・和室・料理室 (それぞれ午前300円・午後400円・午前午後700円・夜間450円・午後夜間850円・全日1000円)	時間帯で区分 (午前、午後、夜間)	申込み方法: ■窓口 支払い方法: その他(利用時まで使用料を前納する)	あり	なし ※教養講座、自主講座の登録数20団体		なし
加古川市 人権文化センター	なし	あり	■集会室(3室) ■生活改善室(調理室)(1室) その他(ホール大・中・小(中小ホールを合わせて大ホールとしている))	大ホール1200円 中ホール800円 小ホール500円 研修室1 300円 研修室2・3 400円 調理室 300円 相撲場 100円 (いずれも1時間あたり)	時間で区分 60分毎	申込み方法: ■窓口 支払い方法: ■申込時に現金で	あり	あり 13団体	有り(主な備品と料金: 卓球台、マイク、スクリーン、椅子、テーブル、料金設定は無)	有り 見直し実施時期: 令和元年度 新料金開始時期: 令和2年度 から
加東市 窪田隣保館	なし	あり	■集会室 ■和室	なし	その他(特に規程はなく、使用頻度も多くないため、貸出申請のおりに受け付けている)	申込み方法: ■窓口	なし	なし	有り(主な備品と料金: いす、机 料金なし)	なし
多可町隣保館	なし	あり	■集会室(2室) ■和室	無料	時間区分の規定は設けていない		なし	なし	■有り(主な備品と料金: プロジェクター、DVDソフト等 無料)	なし

				4 指定管理制度について										
市町村	貸し館での課題	貸室の稼働率	その他、特に工夫されていること	指定管理制度について										
高砂市 みのり会館	有り（市計画において、他施設への機能移転を検討する。移転後の施設は廃止する。）	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>50.1%</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>22.6%</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>13.8%</td> </tr> <tr> <td>料理室</td> <td>0.0%</td> </tr> </table>		R3	大会議室	50.1%	小会議室	22.6%	和室	13.8%	料理室	0.0%	なし	検討していない
	R3													
大会議室	50.1%													
小会議室	22.6%													
和室	13.8%													
料理室	0.0%													
加古川市 人権文化センター	有り（営利団体の使用禁止に係る、営利判断	コロナ禍で平時と条件や状況が異なるため算出せず		検討していない（理由：隣保館機能のほか、人権教育・啓発及び人権相談の統括も行っており、一括で指定管理とすることが困難であるため。）										
加東市 窪田隣保館	なし	なし	なし	検討していない（現状で課題無し）										
多可町隣保館	有り（職員不在時のセキュリティー対応			検討していない（制度になじまない）										

市町村	1 基本情報					2 相談業務について			
	運営形態	職員配置	開館日	開館時間	休館日（共通：年末年始は12/29～1/3休館）	相談名称	相談できる内容	相談方法	相談件数（令和3年度）
三木市 総合隣保館	市直営	職員数（6） 人権推進課長兼総合隣保館長兼男女共同参画センター所長1人 課長補佐兼人権施策推進係長1人 主事1人、再任用職員1人 生活指導・相談員1人、事務員1人（いずれも会計年度職員Ⅱ）	月～土曜日	8:30～22:00	日曜、祝日 年末年始	人権相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> <li>■福祉関係</li> <li>■行政サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> <li>■ファクス</li> <li>■メール・HP</li> <li>■訪問</li> </ul>	生活関係（20）件
丹波篠山市 畑ふれあい館、日置ふれあい館、西紀ふれあい館、味間ふれあい館、古市ふれあい会館	市直営	職員数（10）人 各館2人 館長5人（会計年度任用職員） 指導員5人（会計年度任用職員）	月～金曜日	8:45～17:15	土曜、日曜、祝日 年末年始	総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> <li>■福祉関係</li> <li>■行政サービス</li> </ul> とりあえず話は伺う	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> <li>■訪問</li> </ul>	人権関係（1）件 生活関係（健康含む33）件 その他（家族や職場の人間関係11、教育5、その他93）件
丹波市 氷上文化センター	市直営	職員数（3）人 館長1人（会計年度職員Ⅰ） 隣保館相談指導員1人（会計年度職員Ⅰ） 職員1人（正職員）	全日 （年末年始除く）	9:00～22:00	年末年始	丹波市隣保館 総合生活相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> <li>■福祉関係</li> <li>■行政サービス</li> </ul> その他（職業相談）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> </ul>	人権関係（1）件、 生活関係（16）件、 福祉関係（1）件
丹波市 七日市会館	市直営	職員数（1）人 館長（会計年度職員Ⅰ）	全日 （年末年始除く）	9:00～22:00	年末年始	丹波市隣保館 総合生活相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権関係</li> <li>■生活関係</li> <li>■福祉関係</li> <li>■行政サービス</li> </ul> その他（職業相談）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■来館</li> <li>■電話</li> </ul>	人権関係（1）件、 その他（1）件

2 相談業務について											2-(1) 保健・健康	
市町村	相談日時	相談体制	相談員の資格等	周知方法	相談件数推移 R4は1月末現在(件数)	相談業務の課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	セクシュアル・マイノリティ対象の相談	相談名称	相談できる内容	
三木市 総合隣保館	月～金曜日	資格有り隣保事業士) 資格なし(人権推進課職員)	隣保事業士をもっている会計年度職員が一人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■センター情報紙(隣保館だより)</li> <li>■市広報誌(広報みぎ)</li> <li>■市ホームページ</li> </ul>	H30 24 R1 19 R2 38 R3 20 R4 15	隣保館だよりやHP等で周知しているが、人権相談窓口等の周知が行き届いていない可能性がある	引き続き、わかりやすい情報発信に努める	なし	なし	なし	なし	
丹波篠山市 畑ふれあい館、日置ふれあい館、西紀ふれあい館、味間ふれあい館、古市ふれあい会館	8:45～17:15	隣保館相談指導員 1人会計年度任用職員) その他 館長	資格はないが、相談員として経験豊富	<ul style="list-style-type: none"> <li>■センター情報紙(月1回発行)</li> <li>■市広報誌(全戸配布)</li> <li>■市ホームページ</li> <li>■チラシ</li> </ul>	H30 163 R1 86 R2 103 R3 141 R4 30	新型コロナの影響で事業を縮小したことで来館者が減り、直接出会えることが減ったため、独居や高齢者世帯を訪問しながらドア越しに声を聞かせていただく程度になることが多かった	根気よく声掛けを続け信頼を得ていきたい。	事業やサロンのチラシを配りながら声掛けし、安否確認や訪問を繰り返している。	実施していない(ふれあい館を所管している人権推進課で対応しているので人権推進課へ繋ぐ)	なし	なし	
丹波市 氷上文化センター	出張相談：年24回 13:30～16:00	隣保館相談指導員 (1)人(会計年度任用職員)	元校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市広報誌(全戸配布)</li> <li>■市ホームページ</li> <li>■チラシ</li> <li>■ポスター</li> </ul>	H30 18 R1 15 R2 19 R3 18 R4 38	・家族や隣人についての人間関係の相談等、相談内容の解決が難しいことがある	相談者の思いを受け入れ、傾聴を心がける	福祉等の関係各課との情報共有	なし	なし	なし	
丹波市 七日市会館	常設相談 開館日の開館時間内	隣保館相談指導員 (1)人(会計年度任用職員)	※相談があれば館長が対応。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市広報誌(全戸配布)</li> <li>■市ホームページ</li> <li>■チラシ</li> <li>■ポスター</li> </ul>	H30 7 R1 4 R2 2 R3 1 R4 2	・家族や隣人についての人間関係の相談等、相談内容の解決が難しいことがある	相談者の思いを受け入れ、傾聴を心がける	福祉等の関係各課との情報共有	なし	なし	なし	

市町村	関係の相談について				2-(1) 保健・健康関係の相談について			3 貸館について																		
	相談件数 (令和3年度)	相談日時	相談体制	相談件数の推移	相談業務での課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	貸し館の有無	貸し館の内訳	使用料 (主な部屋1区分あたり)																
三木市 総合隣保館	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	大会議室、相談室・会議室、生活改善室、中会議室、学習室、和室	<table border="0"> <tr><td>大会議室</td><td>400円</td></tr> <tr><td>相談室・会議室</td><td>200円</td></tr> <tr><td>生活改善室</td><td>500円</td></tr> <tr><td>図書室</td><td>150円</td></tr> <tr><td>中会議室</td><td>200円</td></tr> <tr><td>和室</td><td>200円</td></tr> <tr><td>学習室</td><td>100円</td></tr> <tr><td colspan="2">市内在住・在勤者以外は1.5倍</td></tr> </table>	大会議室	400円	相談室・会議室	200円	生活改善室	500円	図書室	150円	中会議室	200円	和室	200円	学習室	100円	市内在住・在勤者以外は1.5倍	
大会議室	400円																									
相談室・会議室	200円																									
生活改善室	500円																									
図書室	150円																									
中会議室	200円																									
和室	200円																									
学習室	100円																									
市内在住・在勤者以外は1.5倍																										
丹波篠山市 畑ふれあい館、日置ふれあい館、西紀ふれあい館、味間ふれあい館、古市ふれあい会館	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集会室</li> <li>■和室</li> <li>■生活改善室（調理室）</li> </ul>	無料																
丹波市 氷上文化センター	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集会室</li> <li>■和室</li> <li>■生活改善室（調理室）</li> <li>■その他（音楽室）</li> </ul>	150円～580円（エアコン使用料別）																
丹波市 七日市会館	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■視聴覚室</li> <li>■集会室（3室）</li> <li>■和室</li> <li>■生活改善室（調理室）</li> </ul>	150円～440円（エアコン使用料別）																

				3 貸館について			
市町村	貸し出し区分	申込み・支払い方法	減免制度	登録団体制度	備品の貸し出し	使用料の見直し	貸し館での課題
三木市 総合隣保館	時間で区分 60分毎	申込み方法：■窓口 ■電話 支払い方法：■申込時に現金で	あり	あり	有り (主な備品と料金：人権 啓発DVD等無料)	なし	有り 団体数を増やしたい
丹波篠山市 畑ふれあい館、日置ふれあい 館、西紀ふれあい館、味間ふれ あい館、古市ふれあい会館	利用者と調整	申込み方法：■窓口 ■電話	なし	なし	有り 調理器具	なし	あり (休館日・時間の利用希望 に対する対応)
丹波市 氷上文化センター	時間で区分 60分毎	申込み方法：■窓口 ■電話 ■WEB 支払い方法：■申込時に現金で ■利用時に現金で■その他(納 付書による納付)	あり	■有り(登録団体数25団体) 認定基準：生涯学習施設の利用許可、営 利判断に準ずる 登録要件：特になし 優遇措置：別紙のとおり 登録申請：3 年に1度更新	■有り(主な備品と料 金：人権に関するDVD 無料)	なし	有り(コロナ以前から比較し て利用者が減少。)
丹波市 七日市会館	時間で区分 60分毎	申込み方法：■窓口 ■電話 ■WEB 支払い方法：■申込時に現金で ■利用時に現金で■その他(納 付書による納付)	あり	■有り(登録団体数7団体) 認定基準：生涯学習施設の利用許可、営 利判断に準ずる 登録要件：特になし 優遇措置：別紙のとおり 登録申請：3 年に1度更新	■有り(主な備品と料 金：人権に関するDVD 無料)	なし	有り(コロナ以前から比較し て利用者が減少。)

			4 指定管理制度について
市町村	貸室の稼働率	その他、特に工夫されていること	指定管理制度について
三木市 総合隣保館	なし	なし	検討していない（市直営）
丹波篠山市 畑ふれあい館、日置ふれあい館、西紀ふれあい館、味間ふれあい館、古市ふれあい会館	なし	なし	検討していない
丹波市 氷上文化センター	なし	なし	検討していない（理由：隣保館の補助金がなくなる、受け入れる事業者・団体がない）
丹波市 七日市会館	なし	なし	検討していない（理由：隣保館の補助金がなくなる、受け入れる事業者・団体がない）



市町村	1 基本情報					2 相談業務について						2 相談業務につ
	運営形態	職員配置	開館日	開館時間	休館日（共通：年末年始は12/29～1/3休館）	相談名称	相談できる内容	相談方法	相談件数（令和3年度）	相談日時	相談体制	相談員の資格等
西脇市 芳田の里ふれあい館	市直営	職員数（2）人 館長1人（再任用職員、フルタイム）、 事務員1人（会計年度職員、フルタイム）	月～土曜日 ※必要に応じ 日曜開館	9:00～22:00	祝日、年末年始	生活相談	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス その他（上記以外にも相談可）	■来館 ■電話 ■ファクス ■メール、HP ■訪問	人権関係（0）件 生活関係（35）件 福祉関係（0）件 その他（観光案内1件、医療、151件） ※医療：新型コロナワクチン関係の相談	毎週水曜日 ※随時相談受付可	館長、事務員	なし
西脇市 大野隣保館	市直営	職員数（3）人 館長1人（再任用職員） 指導職員1人（会計年度職員Ⅰフルタイム） 事務員1人（会計年度職員Ⅱパートタイム）	月～土曜日 ※必要に応じ 日曜開館	9:00～22:00	祝日、年末年始	生活相談	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス	■来館 ■電話 ■ファクス ■メール・HP ■訪問	人権関係（1）件、 生活関係（19）件、 福祉関係（0）件、 その他（健康関係（37）件、介護・医療（8）件 合計57件	毎週水曜日 ※随時相談受付可	隣保館職員で対応、関係各課と連携している	なし
西脇市 隣保館上野会館	市直営	職員数（3）人 館長1人（会計年度職員フルタイム） 指導職員1人（会計年度職員フルタイム） 事務員1人（会計年度職員パートタイム）	月～土曜日 ※必要に応じ 日曜開館	9:00～22:00	祝日、年末年始	相談 （人権・福祉・教育・健康・年金など）	■人権関係 ■生活関係 ■福祉関係 ■行政サービス その他（なんでも受けています。）	■来館 ■電話 ■ファクス ■メール・HP ■訪問	人権関係（0）件、 生活関係（9）件、 福祉関係（0）件 その他（健康関係（41）件、年金・介護・医療・税金（各1）件、その他（7）件	毎週月曜日 ※随時相談は受け付けている。	会計年度職員1人 その他（隣保館職員）	なし
西脇市 黒田庄隣保館	市直営	職員数（2）人 館長1人（再任用職員） 指導職員1人（会計年度職員フルタイム）	月～土曜日 ※必要に応じ 日曜開館	9:00～22:00	祝日、年末年始	生活相談	■人権関係 ■生活関係 ■行政サービス	■来館 ■電話 ■ファクス ■メール・HP ■訪問	その他（42）件	原則第1・3火曜日 （※随時相談は受け付けている。）	その他（原則隣保館職員で対応し、関係各課と連携し、対応する）	原則隣保館職員で対応し、関係各課と連携し、対応する

市町村	1-1 について						2-(1) 保健・健康関係の相談について						2-(1) 保健・健康関係
	周知方法	相談件数推移 R4は1月末現在 (件数)	相談業務の課題	課題への対応	その他、特に工夫されていること	セクシュアル・マイノリティ対象の相談	相談名称	相談できる内容	相談件数 (令和3年度)	相談日時	相談体制	相談件数の推移	相談業務での課題
西脇市 芳田の里ふれあい館	■センター情報紙 (館だより 月1 回発行、820部) ■市ホームページ	H30 5 R1 11 R2 33 R3 187 R4 40	・本来の館としての人権 相談がない状況。 ・令和3年度は、新型コロナワクチン関係の相談 増										
西脇市 大野隣保館	■センター情報紙 ■市ホームページ ■その他(掲示板)	H30 40 R1 32 R2 45 R3 57 R4 34	人権に関する相談がない	日頃から積極的に 来館者への声 かけ等を実施し ている	来館された方への声かけを 通じて相談に結びつくよう 気を付けている。								
西脇市 隣保館上野会館	■センター情報紙 (月1回発行、発 行部数 3,200 部) ■ホームページ	H30 35 R1 20 R2 28 R3 60 R4 57	本来の隣保館としての 人権相談がない状況。まだ まだ、相談に来ようとする 方の信頼が得られてい ないのが課題。	日頃から積極的に 来館者への声掛け 等	なかなか件数が増えなく苦 慮している。今年の館職員 の目標を「日々の声掛けを しよう」にして励んでいる 程度。PRは当然実施して いるが、民生児童委員の会 合に参加して、情報を入れ ています。	実施していない (特に、セクシュ アル・マイノリ ティ特化した相談 はしていない。)							以前は、隣保館で健康診 断等も実施していたが、 現在は行っていない。
西脇市 黒田庄隣保館	■センター情報紙 (隔月で発行、発 行部数2,430部) ■市ホームページ ■その他(掲示板)	H30 36 R1 57 R2 51 R3 85 R4 78	人権に関する相談がない。	信頼関係の構築が 最大の課題として 取り組んでいる。									

市町村	1 相談について		3 貸館について						3 貸館について	
	課題への対応	その他、特に工夫されていること	貸し館の有無	貸し館の内訳	使用料 (主な部屋1区分あたり)	貸し出し区分	申込み・支払い方法	減免制度	登録団体制度	備品の貸し出し
西脇市 芳田の里ふれあい館	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■会議室 (3室)</li> <li>■研修室 (1室)</li> <li>■和室 (3室)</li> <li>■調理室 (1室)</li> <li>■大ホール (1室)</li> </ul>	無料	時間帯で区分 (午前、午後、 夜間、土日で区 分)	申込み方法：■窓口 ■電話	なし	なし	有り (主な備品と料金： 音響設備など施設設置 分、いずれも無料)
西脇市 大野隣保館	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大集会室 (1室)</li> <li>■和室 (1室)</li> <li>■会議室 (1室)</li> <li>■談話室 (1室)</li> <li>■調理室 (1室)</li> <li>■交流室 (3室)</li> <li>■生活相談室 (1室)</li> </ul>	無料	時間帯で区分 (午前、午後、 夜間、土日で区 分)	申込み方法：■窓口 ■電話	なし	なし	有り (主な備品と料金： 音響設備、調理器具な ど、無料)
西脇市 隣保館上野会館	・市の健康課と連携して、健康についての相談事業を検討していきたいと考えているところです。(交流祭で、野菜の摂取度を測る機械を設置してもらい大変好評であった。)	・特に健康相談については行っていないが、毎週2回、フリー参加型の体操を実施している。(月曜日・金曜日10時から約15分、カードを作りポイント貯めて、粗品を進呈しています。)	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■和室</li> <li>■(調理室)</li> <li>■教室 (2室)</li> <li>■図書室</li> <li>■会議室</li> <li>■大ホール</li> </ul>	無料	時間帯で区分 (午前、午後、 夜間、土日で区 分)	申込み方法：■窓口 ■電話	あり	なし	有り (主な備品と料金： 音響設備など無料)
西脇市 黒田庄隣保館	なし	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集会室</li> <li>■和室</li> <li>■生活改善室 (調理室)</li> </ul> その他 (資料室1室、 相談室1室)	無料	時間帯で区分 (午前、午後、 夜間で区分)	申込み方法：■窓口 ■電話	なし	なし	有り (主な備品と料金： 音響設備(無料))

市町村	使用料の見直し	貸し館での課題	貸室の稼働率							その他、特に工夫されていること	4 指定管理制度について	
											指定管理制度について	
西脇市 芳田の里ふれあい館	無し	■有り (具体的に：施設・設備の老朽化、雨漏りなど他の市内公共施設と比較して稼働率が低い。)	照会時には未算出							なし	検討していない(理由：特になし)	
西脇市 大野隣保館	なし	■有り (施設・設備の老朽化、コロナ以前から利用者が減少。他の市内公共施設と比較して稼働率が低い。)		II29	II30	R1	R2	R3	R4	特になし	■検討していない(理由：補助金がなくなる)	
大会室	—	—	18.4	19.6	20.4	29.7						
会議室	—	—	15.4	9.8	41.5	9.5						
談話室	—	—	4.3	2.9	7.9	8.6						
調理室	—	—	3.0	1.1	1.1	2.1						
和室	—	—	4.4	2.0	2.3	3.0						
交流室①	—	—	1.7	0.3	0.5	0.9						
交流室②	—	—	9.0	8.4	9.0	10.9						
全体	—	—	8.0	6.3	11.8	9.3						
西脇市 隣保館上野会館	なし	有り(施設・設備の老朽化、コロナ以前から利用者が減少。他の市内公共施設と比較して稼働率が低い。)		H29	H30	R1	R2	R3	R4	なし	検討していない(理由：隣保館の補助金がなくなるため、現在のところ考えていない。)	
大ホール	18.3	18.7	18.0	18.0	18.9	25.7						
会議室	7.8	10.3	8.7	8.9	8.7	12.3						
図書室	14.9	20.3	23.9	22.9	27.7	37.2						
和室	2.7	3.8	3.0	2.8	1.5	1.8						
料理室	5.1	5.3	4.1	4.4	3.0	4.6						
教室1	0.7	4.1	2.5	2.8	10.1	9.0						
教室2	10.7	7.9	9.1	8.6	8.2	10.0						
全体	8.6	10.1	9.9	9.8	11.1	14.2						
西脇市 黒田庄隣保館	なし	なし		H29	H30	R1	R2	R3	R4	%	なし	検討していない(理由：隣保館の補助金がなくなるため、現在のところ考えていない。)
大会議室	19	28	26	23	32	64						
和室	58	86	84	82	70	97						
調理室	4	5	6	4	3	1						
資料室	4	2	2	5	4	5						
相談室	23	20	25	23	29	31						
全体	108	142	142	139	139	211						

## 兵庫県下隣保館の相談業務・貸し館業務等について

## 修正事項

- 1 審議会でご指摘いただいた内容(下線付きで表記)
  - ・( 養父市・相生市・佐用町・新温泉町・宍粟市)で、  
養父市の貸し館の有無で「なし」を「あり」に修正
  - ・( 小野市・明石市)で小野市の「コミセンおおべ」と「コミセンかわい」  
開館日について「年未年始」を「全日(年未年始除く)」に修正
  - ・( 小野市・洲本市・西脇市・稲美町)で小野市の「コミセンきすみの」  
開館日について「年未年始」を「全日」「全日(年未年始除く)」に修正
  - ・( (猪名川町・たつの市・姫路市・市川町・上郡町・太子町)の姫路市の相談件数  
(令和3年度)において、表示が切れているのを修正しました。
  
- 2 その他事務局で修正等した内容(太文字で表記)
  - ・照会でできていなかった館や聞き取りで作成した館に文書で再依頼したものを回答に反映  
芦屋市、たつの市(全館分)、西脇市(2館分)、賀川(神戸市)
  - ・その他、表記の統一、時間表記の統一などの微修正をおこないました。
  - ・新たに行が増えるため、表の入れ替えを行いました。  
(明石市・小野市) に入っていた小野市の1館を統合  
(小野市・洲本市・西脇市・稲美町)  
小野市と西脇市がなくなり、賀川記念館(神戸市)が追加  
(洲本市・稲美町・賀川記念館(神戸市))になります  
あらたに、フォルダを作成し、西脇市4館を掲載します  
(西脇市)を新たに作成

## 県内隣保館の照会結果について

県内 83 館中、80 館から回答を得た。

### 【運営について】

**業務形態** : 市立 67 館、町立 9 館、民設民営 1 館、指定管理 6 館 (未回答館含む)

**職員配置** : 最大が 17 人、最小が 1 人。人権部署と一緒にいる施設や児童館、教育委員会等の機能がある施設は多くなっている。単独施設の場合は 1~2 人がほとんどで、会計年度任用職員だけの施設もある

**開設日** : 月~金曜日 (50%)、月~土曜日 (26%)、毎日開館が 5 施設ある

**開館時間** : 8:30~9:00 の間に開館し、21:00~22:00 の間に閉館 (34%)  
8:30~9:00 の間に開館し、16:30~17:30 の間に閉館 (63%)

**休館日** : 土・日・祝日、年末年始 (45%) 日・祝、年末年始 (25%)

### 【相談について】

**名称** : 人権相談 (6)、生活人権相談 (3)、人権相談・生活相談 (3)、生活相談 (2)  
人権生活相談、地域住民の人権に関する相談、心配事相談、教育相談、なんでも相談室、いきいき相談、一般相談、総合相談、総合生活相談など

**相談項目** : 幅広く対応するところがほとんど

**相談方法** : 来館・電話 (35%) 来館・電話・ファクス・メール (23%) 来館・電話・訪問 (20%)

**件数** : 芦屋 (853)、尼崎 1 館あたり (177)、伊丹 (176)、加古川 (118)、  
明石 1 館あたり (93)、西脇 1 館あたり (87)

**対応** : ほとんどが館長、職員で対応

**資格** : 隣保事業士 (宝塚、芦屋、尼崎 (一部)、新温泉町、三木市) の資格取得を進めているところもあるが、元学校長、人権啓発指導員、人権教育推進員、地域づくり専門員などに位置づけてるところもある。特に資格がないところも多い (36%)。

**啓発** : 施設の広報誌やHPのほか、市の広報への掲載やチラシの配布、口コミの活用を行うところもある。

**傾向** : 多くの館で件数が減少する中、新温泉町や西脇市など件数が増の館がある

### 課題と対応

- ・関係住民の減少、周知不足 新住民への戸別訪問 (宝塚ひらい)
- ・分析改善の手法確立、職員のスキルアップ 隣保事業士の資格取得推進 (尼崎)
- ・相談件数の減 来館者へ情報誌による周知 (豊岡)
- ・住民との信頼関係の構築、周知不足 相談職員の知識の向上と気軽に相談できる態勢を整備、広報での周知 (たつの市)
- ・関係機関との連携が課題  
担当課の回答を理解した上で分かりやすく説明し理解してもらう (佐用町)
- ・利用者との信頼関係の構築 相談を受けたら伴走型で相手が納得するまで対応する (新温泉町)
- ・重層的支援体制の実施に伴う福祉の向上、包括的な支援

- 積極的に他の機関と連携して進める(芦屋市)
- ・周知・専門知識の不足(養父市、三木) 告知放送、CATVの活用(養父)
- ・専門員がおらず館だけで完結できない
- 行政窓口をはじめ、各種機関と連携を取って対応している(明石市)
- ・コロナ等で直接会えない、訪問で声を聴くだけ
- 根気よく声掛けを続け信頼を得ていきたい。(丹波篠山)
- ・人間関係の相談が難しい 相談者の思いを受け入れ、傾聴を心がける(丹波市)
- ・人権相談が少ない 日頃から積極的に来館者への声掛け等を行う(西脇市)

### 【保健相談について】

- 実施状況** : 32 館で実施(40%)
- 項目** : 健康相談、血圧測定
- 相談方法** : 随時が多い
- 相談体制** : 配置されているもしくは相談時に派遣される保健師が主に対応
- 課題** : 自発的に相談できない人との関わりをどうするか 積極的訪問を検討(芦屋)  
相談件数が少ない(たつの、相生、宍粟、豊岡)
- その他取り組み** : 管理日誌で気になる利用者の健康状態を記録しておき、適宜指導・相談を行っている(伊丹)  
アウトリーチで相談対象宅に積極的に伺うことに注力している(芦屋)

### 【貸し館について】

- 実施** : 数館を除きほとんどの館で実施
- 内容** : 講堂(大ホール、ホール、体育室、卓球室)、集会室(研修室)、視聴覚室、和室、実習室(調理室、生活改善室)、会議室(会議室大、会議室中、会議室小)、多目的室、学習室(教室)、遊戯室、音楽室、相談室、交流室
- 使用料** : 有料 35 館 無料 43 館
- 貸館料金の区分**
  - ・利用者と調整 **38 館**
  - ・午前・午後・夜間・土日 14 館
  - ・午前・午後・夜間 **8 館**
  - ・午前・午後・夜間、土日・全日 **7 館**
- 申込方法** : 窓口申込み・予約・利用時に現金支払いが多い  
Web 申込み数館  
キャッシュレス決済数館
- 減免制度** : 有り 52 館 無し 20 館  
無料の施設は不要であり、有料の施設は設定されている
- 登録制度** : 有り 21 館 無し 56 館  
西宮市の登録が多いには、施設が公民館を兼ねているため
- 備品貸出し** : ほとんどが無償で貸し出し。  
DVD、調理器具、プロジェクター、マイク、CDプレーヤー、CD(音楽)、タブレット、テレビ、卓球台等 有料はピアノ
- 使用料見直し**

加古川 (R1 検討、R2 実施)  
新温泉町 (H27 検討 H28 実施)  
芦屋 (3 年毎に調査 R4 調査、変更なし)  
尼崎 (H25 検討 H27 実施)  
西宮 (R5 以降、2 年に一度全庁で見直しを検討)  
伊丹 (R5 入浴料について調査中、夏以降に改定予定)  
宝塚まいたに (R3 検討 R5 改定と一般料金新設)  
阪神間が多い。行革との絡みで実施

## 課題

- ・無料のため、長時間の公用使用が多い(西宮)
- ・施設・設備の老朽化。コロナも重なり利用者が減少。減免団体がほとんどのため使用料収入が少ない(伊丹)
- ・大ホールの床の老朽化(宝塚くらんど)施設・設備の老朽化、コロナ以前から利用者が減少。他の市内公共施設と比較して稼働率が低い(まいたに、ひらい)
- ・躯体・設備の老朽化(芦屋)
- ・利用が集会室等に偏る傾向がある(尼崎)
- ・立地条件が悪い(中心部から遠い)駐車台数が少ない。故に稼働率が悪い。
- ・他の類似公共施設との切り分け(姫路市)
- ・施設・設備の老朽化。公民館の貸し館は無料(体育館のみ 1 時間 200 円)のため、電気代等の高騰が町費の負担を大きくしている。条例で町民の生涯学習に係る活動の支援と生涯学習の振興に寄与、文化の向上と福祉増進に資する施設とされ、利用状況から現状のまま当面は適当と考えている(市川)。

## 【指定管理について】

(実施) 尼崎市(平成27年度から)

地域総合センターの管理運営体制については、平成26年度当時、地域住民をはじめ市民相互の交流促進及び人権意識の普及高揚を図るためのコミュニティの拠点となる施設とするために、指定管理者制度を導入し、施設の管理運営に民間活力を導入することで、より効果的、効率的な事業の実施及び管理運営を図ることとした。また、指定管理者の選定を公募により行うことで、より多様な民間のノウハウを持った指定管理者の参入を期待した。さらに、地域のニーズを的確に反映した事業実施を公募条件とすることで、地域総合センターを地域社会全体の中で市民の人権意識の普及高揚を図るための開かれたコミュニティ施設としたいと考えたもの

(未実施) 尼崎市以外

## 未実施理由

- ・隣保館の補助金がなくなる
- ・地域の人権啓発拠点となる複合施設であり、隣保館の他に児童館や公衆浴場の管理運営等が求められるため、現行の一部管理委託が適切と考える
- ・受け入れる事業者や団体がない
- ・社会福祉施設であるため直営で運営している(たつの市)



- ・今のところ、教育委員会がこの公民館内に含まれるため、貸館業務上は指定管理制度の必要がないため。(市川町)
- ・施設の趣旨から直営がふさわしいと考えている(相生市)
- ・隣保館は人権教育・啓発活動の拠点施設であり、人権センター的な役割を担っている、このことにより人権意識の高揚は、行政の直接的事業だと考え指定にそぐわないと理解しています(新温泉町)
- ・市と地元自治会で協議を重ねた結果、施設の管理主体ならびに活用方針が明確に定められており、指定管理制度導入の予定はない。必要が無い(宍粟市)
- ・貸館や講座開設だけでなく、地域活動の拠点施設としての役割を担っているため、直営が好ましい(小野市)
- ・隣保館機能のほか、人権教育・啓発及び人権相談の統括も行っており、一括で指定管理とすることが困難であるため(加古川市)

## 令和4年度 第4回 人権施策審議会の振り返りについて

### 令和4年度第4回審議会でのご意見について

(1) 資料1「隣保館照会に関する照会まとめ」に対して(主なご意見)

#### **相談では、内容や背景についても踏み込む必要がある**

- ・福祉社関係の相談が多いので訪問相談につながっているような気がします。相談をめぐる背景がよくわからない。そのようなことも踏み込まないといけないと思う。
- ・相談内容の分け方について、福祉関係も突き止めて行けば人権につながり、簡単には分けることはできないと思う。ストレートで人権侵害の相談は少ないと思う。実態調査でも人権侵害を受けたことがある人は1割程いるが、誰にも言わず我慢したが半数近くいる。他は「家族に相談した」はいるが、「公的機関に相談した」は2~3%ぐらいである。したがって相談件数が少ないからといって、人権問題が少ないとは言えず、どう繋げていくことが課題であると考える。

#### **相談できる内容をわかりやすく伝えることが必要**

- ・隣保館の認知を高める、「相談に行けばここまでしてくれる」「アドバイスをくれる」、「公的機関に繋いでくれる」等が分かっているならば相談に来るのではないかと。どのような相談をしてくれるのかよくわからないので相談件数が少ないと思う。
- ・地域包括支援センターでも当初は相談内容や場所がよく分からなかったが、今は周知されてきて気軽に相談する人が増えている。困ったら行こうとの意識が高まっている。相談すれば何とかするという雰囲気になっている。
- ・大阪市は隣保館から市民交流センターになって利用料も安く稼働率が上がっている。利用することにより、ここは人権の関連の施設なんだということを知ってもらい、興味を持ってもらい、いろんなきっかけになると思う。だから利用率上げるために認知度上げていく
- ・世の中が自己責任論で進んでいて、中々しんどいことを主張できない。総合センターの今後について、直ぐに効果が現れる工夫と根本的に市民の人権意識を高め、権利意識を高めるなどの地道な取組を並行して進めるべきだと思います。
- ・認知度を高めることに関して、そもそもこのセンターの設立趣旨を理解して、それに基づいて事業を進めて行くべき。馴染み深い施設に工夫すべき。今のニーズに合わせて施設に手を入れていくことも必要と思う。施設全体を見て魅力ある、バリアフリーになっていく施設であってほしい。

#### **差別を我がごととして捉えられない人が多い**

- ・相談業務の認知度を高めることもそうだが、大きな問題として人権は他人事と捉えている人がいる、自分は差別されていないから関係ないと思う人が多い。
- ・女性の人権についても全ての女性が関心を持っていないで、DVやシングルマザーや非正規労働等と考えている人が多く、自分に関係ないことは関心がない女性が多い。自分の事としての人権啓発ができていなかったと感じる。

### 人権教育を行う人材の育成や支援が必要である

- ・人権教育に関して、学生は人権の授業が「差別はいけない」と分かり切った事を連呼するだけで面白くなかったとの意見があった。なぜ差別があるのか、どうして差別を受けるのかの授業ではなかったと思う。自分事の問題としての授業ではなかった。市民が自分事として捉えれば直ぐには相談件数は増えないが徐々に増えていくのではないかと思う。
- ・若手教師が人権問題、特に同和問題の授業の仕方が分からない教師がいるので、教師のOBで人権教育をされた方を組織して、現職教師にスキルを伝えていくようなことはできないか。そのような組織づくりを総合センターがすることはできないか。
- ・川西市人権教育協議会を経験され、退職された教師を組織して、経験やスキルを引継いでいくような事業を総合センターができないかなと思う。
- ・解放学級の時代は運営委員会や学習会が定期的であり、様々な問題について議論をしていたが、法律が変わって今はなくなっている。学校では指導要領が変わったりして同和教育ができにくい状態になっている。
- ・人権教育で子どものころから馴染んでもらうようなことを教師のOBが繋ぎ役をしてほしいと思う。

### 気軽に相談できる場所が必要

- ・特設人権相談は事前予約制なので、気軽さはなく、相談しにくいので相談件数は少ない。もっと気軽に庁舎1階で気軽に立ち寄れるとこがいい。
- ・もっともっと自分がしんどいことを出せる空気観が必要だと思う。

### 名称について、何をするとこなのか見えてこないことがついて回る

- ・総合センターという名称について、地域の思いは色々聞かせて頂き、総合センターという名称の意味も重々承知している。しかし、何をするとこなのか見えてこないことがついて回る。例えば隣保館という名称に戻すっていうと、そもそも隣保館というのはどのような施設なのかっていうのを、市民に伝えていって、隣保館というのは、人権センターなんですよということだね、川西市隣保館っていうのを市民に理解していただくっていうことで、その存在ををアピールすることはどうか。
- ・名称じゃなく内容だと思っている。今更名称を変えても仕方ないと思っている。水平社創立100年経っても部落問題が解決しないのは事実。隣保館に変えたからと言って、内容が伴わなければ何も変わらない。隣保館と言われてもピンとこない。名前を変えることによって市民にアピールし理解を深めるきっかけになればと思う。

### 教育や人権の発信拠点として発信力を高める

- ・発信力が弱い。発信しきれていない。やはり教育の発信拠点、人権の発信拠点というようなところ、もう少し整理をしていただいて発信力を高めていくことが大切だ。
- ・まずは総合センターに来ていただくということなんですけど、例えばですね大阪にドーンセンターという大阪府の施設が有りますが、1階のロビーにチラシがたくさん置いてあります。女性問題関係のシンポジウムだとか、あるいは講演会、そういったチラシがあり、それを取りに行くということをする。京都市でもウィングスっていう、この男女センターでもチラシを多く置いています。
- 例えば総合センターにそういう人権関係のいろんなイベントのチラシが兵庫県とか大阪も含めて置いてあって自由に取ることができれば通勤帰りでも取れて多様な利用が期待できると思うが、棚を作ってチラシを置くなどもできる。

## 川西市総合センターのあり方について(ご質問への回答)

### 1 令和4年度第4回審議会での質問について

(1)資料1「兵庫県下隣保館の相談業務・貸し館業務等について」より

#### Q - 1

他市では相談者への訪問をしているとの説明があったが、行政が相談者へ訪問することはあまりないと思う。どのような形で進めているのか

#### A - 1

例えば、定期的に健康相談を利用されている方が、来られなくなった場合とかに連絡し、体調が悪いということであれば訪問されるという、ある程度関係性ができている方への訪問を行っているとのことです。

また、訪問される場合は保健師と職員の2人で訪問されているとのことです。

## 県内隣保館の照会結果について

県内 83 館中、80 館から回答を得た。

### 【運営について】

**業務形態** : 市立 67 館、町立 9 館、民設民営 1 館、指定管理 6 館 (未回答館含む)

**職員配置** : 最大が 17 人、最小が 1 人。人権部署と一緒にいる施設や児童館、教育委員会等の機能がある施設は多くなっている。単独施設の場合は 1~2 人がほとんどで、会計年度任用職員だけの施設もある

**開設日** : 月~金曜日 (50%)、月~土曜日 (26%)、毎日開館が 5 施設ある

**開館時間** : 8:30~9:00 の間に開館し、21:00~22:00 の間に閉館 (34%)  
8:30~9:00 の間に開館し、16:30~17:30 の間に閉館 (63%)

**休館日** : 土・日・祝日、年末年始 (45%) 日・祝、年末年始 (25%)

### 【相談について】

**名称** : 人権相談 (6)、生活人権相談 (3)、人権相談・生活相談 (3)、生活相談 (2)

人権生活相談、地域住民の人権に関する相談、心配事相談、教育相談、なんでも相談室、いきいき相談、一般相談、総合相談、総合生活相談など

**相談項目** : 幅広く対応するところがほとんど

**相談方法** : 来館・電話 (35%) 来館・電話・ファクス・メール (23%) 来館・電話・**訪問** (20%)

**件数** : 芦屋 (853)、尼崎 1 館あたり (177)、伊丹 (176)、加古川 (118)、  
明石 1 館あたり (93)、西脇 1 館あたり (87)

**対応** : ほとんどが館長、職員で対応

**資格** : 隣保事業士 (宝塚、芦屋、尼崎 (一部)、新温泉町、三木市) の資格取得を進めているところもあるが、元学校長、人権啓発指導員、人権教育推進員、地域づくり専門員などに位置づけてるところもある。特に資格がないところも多い (36%)。

**啓発** : 施設の広報誌やHPのほか、市の広報への掲載やチラシの配布、口コミの活用を行うところもある。

**傾向** : 多くの館で件数が減少する中、新温泉町や西脇市など件数が増の館がある

### 課題と対応

- ・関係住民の減少、周知不足 新住民への戸別訪問 (宝塚ひらい)
- ・分析改善の手法確立、職員のスキルアップ 隣保事業士の資格取得推進 (尼崎)
- ・相談件数の減 来館者へ情報誌による周知 (豊岡)
- ・住民との信頼関係の構築、周知不足 相談職員の知識の向上と気軽に相談できる態勢を整備、広報での周知 (たつの市)
- ・関係機関との連携が課題  
担当課の回答を理解した上で分かりやすく説明し理解してもらう (佐用町)
- ・利用者との信頼関係の構築 相談を受けたら伴走型で相手が納得するまで対応する (新温泉町)
- ・重層的支援体制の実施に伴う福祉の向上、包括的な支援  
積極的に他の機関と連携して進める (芦屋市)
- ・周知・専門知識の不足 (養父市、三木) 告知放送、CATVの活用 (養父)

- ・専門員がおらず館だけで完結できない  
行政窓口をはじめ、各種機関と連携を取って対応している(明石市)
- ・コロナ等で直接会えない。訪問で声を聴くだけ  
根気よく声掛けを続け信頼を得ていきたい。(丹波篠山)
- ・人間関係の相談が難しい 相談者の思いを受け入れ、傾聴を心がける(丹波市)
- ・人権相談が少ない 日頃から積極的に来館者への声掛け等を行う(西脇市)

### 【保健相談について】

- 実施状況** : 32 館で実施(40%)
- 項目** : 健康相談、血圧測定
- 相談方法** : 随時が多い
- 相談体制** : 配置されているもしくは相談時に派遣される保健師が主に対応
- 課題** : 自発的に相談できない人との関わりをどうするか 積極的訪問を検討(芦屋)  
相談件数が少ない(たつの、相生、宍粟、豊岡)
- その他取組み** : 管理日誌で気になる利用者の健康状態を記録しておき、適宜指導・相談を行っている(伊丹)  
アウトリーチで相談対象宅に積極的に伺うことに注力している(芦屋)

### 【貸し館について】

- 実施** : 数館を除きほとんどの館で実施
- 内容** : 講堂(大ホール、ホール、体育室、卓球室)、集会室(研修室)、視聴覚室、和室、実習室(調理室、生活改善室)、会議室(会議室大、会議室中、会議室小)、多目的室、学習室(教室)、遊戯室、音楽室、相談室、交流室
- 使用料** : 有料 35 館 無料 43 館
- 貸館料金の区分**
  - ・利用者調整 **38 館**
  - ・午前・午後・夜間・土日 14 館
  - ・午前・午後・夜間 **8 館**
  - ・午前・午後・夜間、土日・全日 **7 館**
- 申込方法** : 窓口申込み・予約・利用時に現金支払いが多い  
Web 申込み数館  
キャッシュレス決済数館
- 減免制度** : 有り 52 館 無し 20 館  
無料の施設は不要であり、有料の施設は設定されている
- 登録制度** : 有り 21 館 無し 56 館  
西宮市の登録が多いには、施設が公民館を兼ねているため
- 備品貸出し** : ほとんどが無償で貸し出し。  
DVD、調理器具、プロジェクター、マイク、CDプレーヤー、CD(音楽)、タブレット、テレビ、卓球台等 有料はピアノ
- 使用料見直し**
  - 加古川(R1 検討、R2 実施)
  - 新温泉町(H27 検討 H28 実施)

芦屋(3年毎に調査 R4 調査、変更なし)  
尼崎(H25 検討 H27 実施)  
西宮(R5以降、2年に一度全庁で見直しを検討)  
伊丹(R5入浴料について調査中、夏以降に改定予定)  
宝塚まいたに(R3検討 R5改定と一般料金新設)  
阪神間が多い、行革との絡みで実施

## 課題

- ・無料のため、長時間の公用使用が多い(西宮)
- ・施設・設備の老朽化。コロナも重なり利用者が減少。減免団体がほとんどのため使用料収入が少ない(伊丹)
- ・大ホールの床の老朽化(宝塚くらんど)施設・設備の老朽化、コロナ以前から利用者が減少。他の市内公共施設と比較して稼働率が低い(まいたに、ひらい)
- ・躯体・設備の老朽化(芦屋)
- ・利用が集会室等に偏る傾向がある(尼崎)
- ・立地条件が悪い(中心部から遠い)駐車台数が少ない。故に稼働率が悪い。
- ・他の類似公共施設との切り分け(姫路市)
- ・施設・設備の老朽化。公民館の貸し館は無料(体育館のみ1時間200円)のため、電気代等の高騰が町費の負担を大きくしている。条例で町民の生涯学習に係る活動の支援と生涯学習の振興に寄与、文化の向上と福祉増進に資する施設とされ、利用状況から現状のまま当面は適当と考えている(市川)。

## 【指定管理について】

(実施) 尼崎市(平成27年度から)

地域総合センターの管理運営体制については、平成26年度当時、地域住民をはじめ市民相互の交流促進及び人権意識の普及高揚を図るためのコミュニティの拠点となる施設とするために、指定管理者制度を導入し、施設の管理運営に民間活力を導入することで、より効果的、効率的な事業の実施及び管理運営を図ることとした。また、指定管理者の選定を公募により行うことで、より多様な民間のノウハウを持った指定管理者の参入を期待した。さらに、地域のニーズを的確に反映した事業実施を公募条件とすることで、地域総合センターを地域社会全体の中で市民の人権意識の普及高揚を図るための開かれたコミュニティ施設としたいと考えたもの

(未実施) 尼崎市以外

## 未実施理由

- ・隣保館の補助金がなくなる
- ・地域の人権啓発拠点となる複合施設であり、隣保館の他に児童館や公衆浴場の管理運営等が求められるため、現行の一部管理委託が適切と考える
- ・受け入れる事業者や団体がない
- ・社会福祉施設であるため直営で運営している(たつの市)
- ・今のところ、教育委員会がこの公民館内に含まれるため、貸館業務上は指定管理制度の必要がないため。(市川町)

- ・施設の趣旨から直営がふさわしいと考えている(相生市)
- ・隣保館は人権教育・啓発活動の拠点施設であり、人権センター的な役割を担っている、このことにより人権意識の高揚は、行政の直接的事業だと考え指定にそぐわないと理解しています(新温泉町)
- ・市と地元自治会で協議を重ねた結果、施設の管理主体ならびに活用方針が明確に定められており、指定管理制度導入の予定はない。必要が無い(宍粟市)
- ・貸館や講座開設だけでなく、地域活動の拠点施設としての役割を担っているため、直営が好ましい(小野市)
- ・隣保館機能のほか、人権教育・啓発及び人権相談の統括も行っており、一括で指定管理とすることが困難であるため(加古川市)